

**第3回**

**葉山町公共下水道審議会**

**令和7年3月27日  
環境部下水道課**

# 目次

略（概要説明：説、議題：議）

- 1 説① 第2回審議会の振り返り
- 2 議① 使用料改定率に関する審議
- 3 議② 減免制度のあり方に関する審議
- 4 説② 使用料体系（案）に関する審議

# 1 説①第2回審議会の振り返り

## 第2回審議会 議事録（概要版）

---

第2回審議会の議事録については、別紙1・2のとおりです。

第3回審議会終了後に別紙1及び第2回審議会説明資料を町HPに掲載させていただきます。

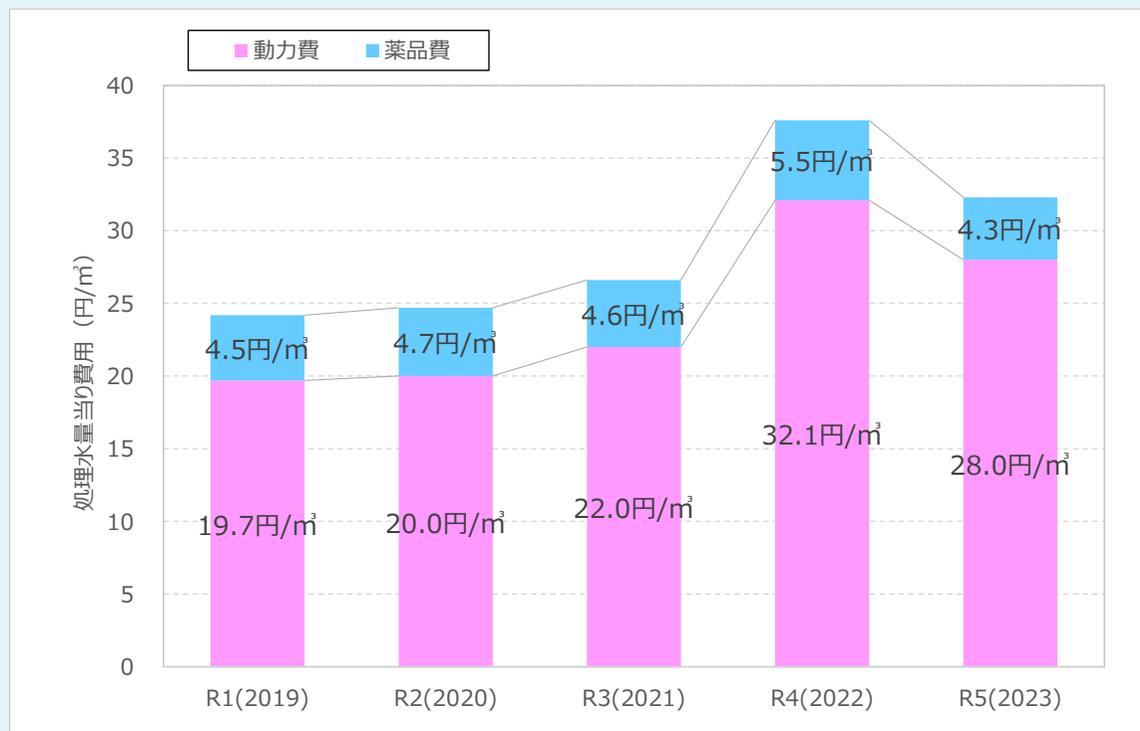
## 第2回審議会のご意見等に対する回答

●動力費や薬品費など、汚水処理量と強く関連する費用を比較し、オペレーションが効率的に行われているかを比較：右記参照

・汚水処理量と連動して費用が増加する「動力費」「薬品費」について、葉山浄化センターでの処理水量当り費用を比較。

⇒薬品費は5.0円/m<sup>3</sup>前後で推移、動力費は近年増加傾向にあります。

⇒動力費については電気料金の値上げによるものと想定されます。薬品費がほぼ一定で推移しており、汚水処理のオペレーションは適切に実施されているものと考えます。



## 第2回審議会のご意見等に対する回答

- 維持管理費の定義について：下表参照

※維持管理費：下水道施設を維持管理・運営していくための費用（ランニングコスト）  
資本費：下水道施設を整備するために必要な費用（イニシャルコスト）  
といえます。

維持管理費：既存の下水道施設を維持管理・運営し、下水を処理するために必要な費用（ランニングコスト）		
主な費用	動力費	下水処理場などの機械を動かすための電気料金など
	薬品費	下水処理に用いる薬品の費用
	光熱水費	動力費以外の電気料金、水道料金
	修繕費	管路や建物・機器の修繕（部分的な補修・部品交換）に要する費用
	委託費	処理場の運転管理・料金徴収など、外部に委託している業務の費用
	通信運搬費	郵便代、宅配便代、電話料金等
	職員給与費	町下水道部局の職員のうち、経営や施設管理を担当する職員の給料
	その他	火災保険料、水洗化等工事助成金 など

## 2 議① 使用料改定率に関する審議

## 2-① 収入・支出の現状と今後の見通し

- ・本町の公共下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。しかし、現在の下水道事業は事業に必要な費用を使用料収入で賄えておらず、事業運営に必要な財源を一般会計からの繰入金に大きく依存している状況です。
- ・また、今後の財政収支の見通しとして下記のような状況が見込まれます。

### 【収入面】

- 将来的には**町全体の人口減少**が想定されており、それに伴う**下水道に接続する住民の減少、使用料収入の減収**が見込まれます。
- 町財政部局との協議により、**令和8年度以降は一般会計から下水道事業への繰入金上限額が5億円（参考：令和5年度 6.8億円）となり、一般会計からの補填額が現在より減額**されます。

### 【支出面】

- 物価高騰や政策金利の上昇等**により、下水道事業の運営に要する費用は将来的に増加することが見込まれています。

## 2-① 収入・支出の現状と今後の見通し

### ●収入・支出の現状（令和5（2023）年度決算：収益的収支）

・維持管理費：361,442千円に対し、下水道使用料による収入：258,527千円と、**下水道施設の維持管理に必要な費用を、下水道使用料収入で賄えていません。**

⇒「独立採算制の原則」の観点から、**下水道使用料収入の増加・費用の削減が求められる状況です。**

・収入の48.5%を他会計補助金（一般会計からの繰入金）で占めています。

⇒令和8（2026）年度以降、一般会計からの繰入金が減額されることを考慮すると、**一般会計からの繰入金に依存した体制の解消に向けて取り組むことが重要**となります。

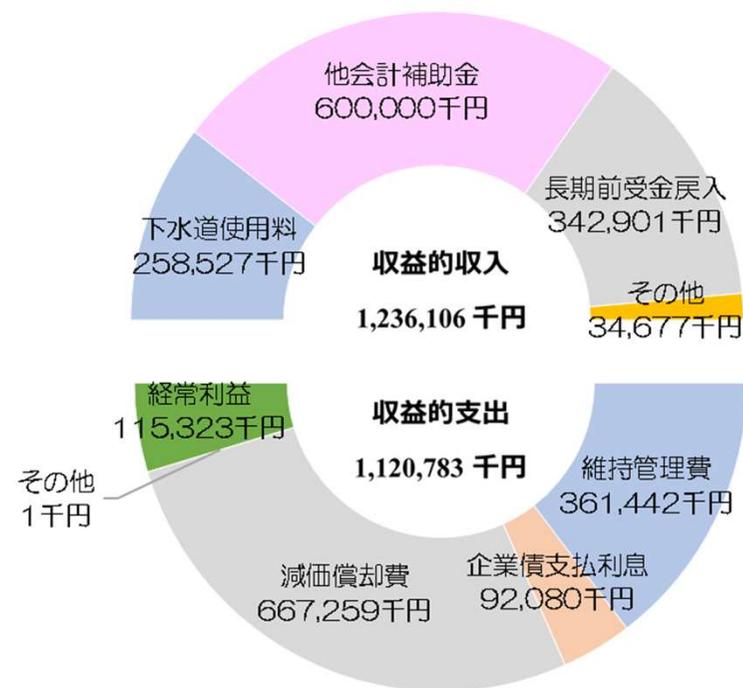


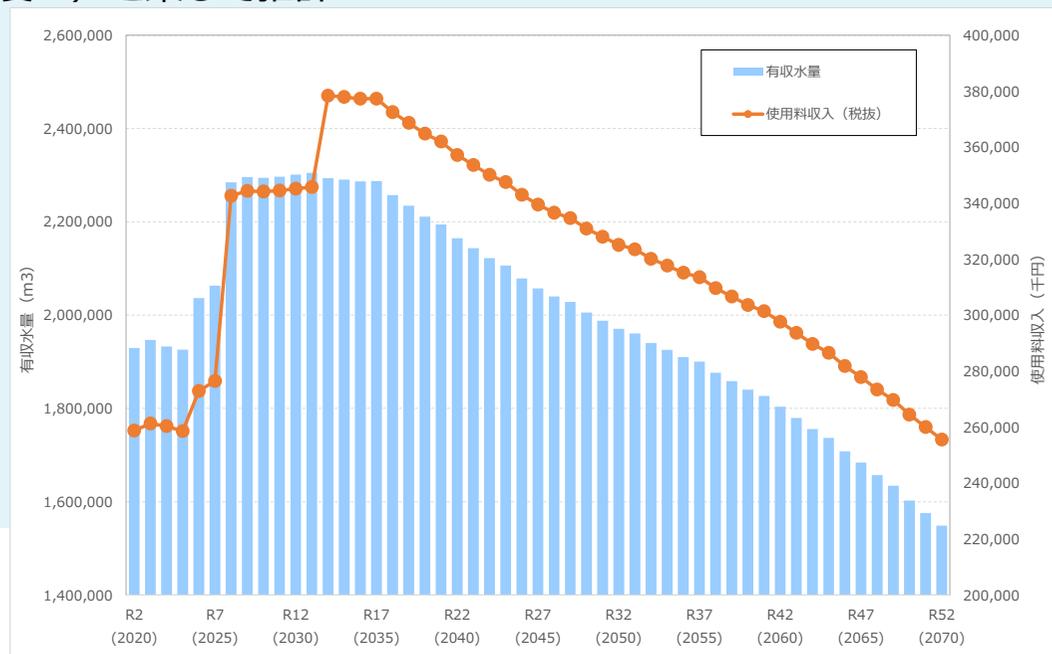
図.令和5（2023）年度決算：収益的収支

## 2-① 収入・支出の現状と今後の見通し

### ●収入・支出の今後の見通し（1）：使用料収入

大型合併浄化槽により汚水処理をしている区域（3団地）の下水道への取り込みや、下水道への接続促進、使用料改定を考慮することで使用料収入は今後増加が見込まれますが、令和15（2033）年度以降は町全体の人口減少の影響により、使用料収入は減少に転じる見込みです。

※令和8年度以降の使用料収入は現行経営戦略において位置付けていた使用料改定を考慮し、150円/m<sup>3</sup>（令和8～13年度）～165円/m<sup>3</sup>（令和14年度～）を乗じて推計



## 2-① 収入・支出の現状と今後の見通し

### ●収入・支出の今後の見通し（2）：建設改良費の見通し

項目	内容	令和8（2026）～令和16（2034）年度 事業費	
		ストックマネジメント計画に基づく点検調査・改築更新事業	計画的な点検・調査と改築・更新事業に向け策定した「ストックマネジメント計画」に基づき、事業を推進します。
今回見直し	7,319百万円		
差額	▲722百万円		

#### ◆「現行経営戦略」と「今回見直し（官民連携なし）」の差：約10%

⇒現行経営戦略以降に実施した点検・調査に基づき、施設の長寿命化・事業費の平準化を図る方針で計画を見直しました。

◆物価上昇の見込み：日銀展望に基づき、毎年度一律2.0%（前年度比）の事業費上昇を含みます。

## 2-① 収入・支出の現状と今後の見通し

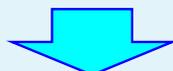
### ●収入・支出の今後の見通し（3）：修繕費・動力費の見通し

項目	見通し	令和8（2026）～令和16（2034）年度 事業費	
修繕費	施設の老朽化や物価上昇の影響により現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。	現行経営戦略	193百万円
		今回見直し	575百万円
		<b>差額</b>	<b>+382百万円</b>
動力費	電気料金の高騰により、現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。	現行経営戦略	422百万円
		今回見直し	820百万円
		<b>差額</b>	<b>+398百万円</b>

## 2-③ 使用料改定の検討

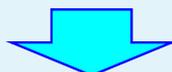
### ● 検討の流れと 結果の概要

(1) 現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)に対し、最新の事業予定・物価上昇を反映した場合を検証



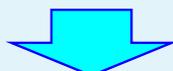
損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(2) 最新の事業予定・物価上昇を踏まえ、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



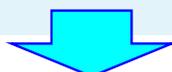
改定幅(仮)の算出、経営のさらなる効率化の必要性

(3) 最新の事業予定・物価上昇と官民連携事業による効果を反映し、現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)での収支を検証



(1)と同様に損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(4) 最新の事業予定・物価上昇・官民連携事業による効果を反映した場合における、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討

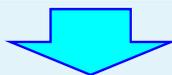


下水道経営の継続に向けた、使用料改定(案)の提示

審 議

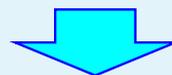
## 2-③ 使用料改定の検討

(1) 現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)に対し、最新の事業予定・物価上昇を反映した場合を検証



**損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に**

(2) 最新の事業予定・物価上昇を踏まえ、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



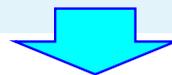
**改定幅(仮)の算出、経営のさらなる効率化の必要性**

(3) 最新の事業予定・物価上昇と**官民連携事業による効果**を反映し、現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)での収支を検証



**(1)と同様に損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に**

(4) **最新の事業予定・物価上昇・官民連携事業による効果を反映した場合における、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討**



**下水道経営の継続に向けた、使用料改定(案)の提示**

審 議

## 2-③ 使用料改定の検討（1）

### （1）現行経営戦略に対し、最新の事業予定・物価上昇を反映した場合の検証

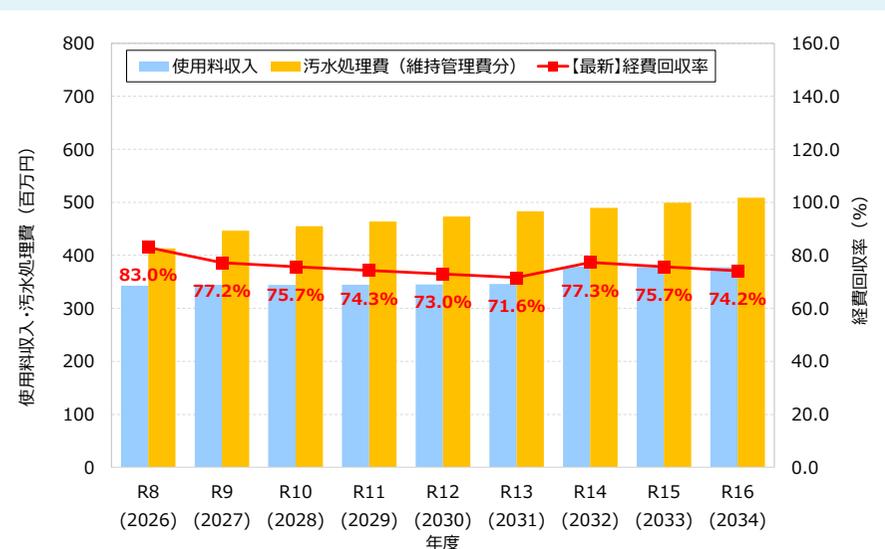
項目	条件
【収入】 使用料収入	現在策定中の「第五次葉山町総合計画」の人口推計、接続促進活動による下水道接続人口の増加を反映して推計
【収入】 使用料単価	現行経営戦略で定めた使用料改定を反映 ～令和7（2025）：134円/m <sup>3</sup> 令和8（2026）～令和13（2031）：150円/m <sup>3</sup> 令和14（2032）～：165円/m <sup>3</sup>
【支出】 物価上昇	毎年2.0%上昇

## 2-③ 使用料改定の検討（1）

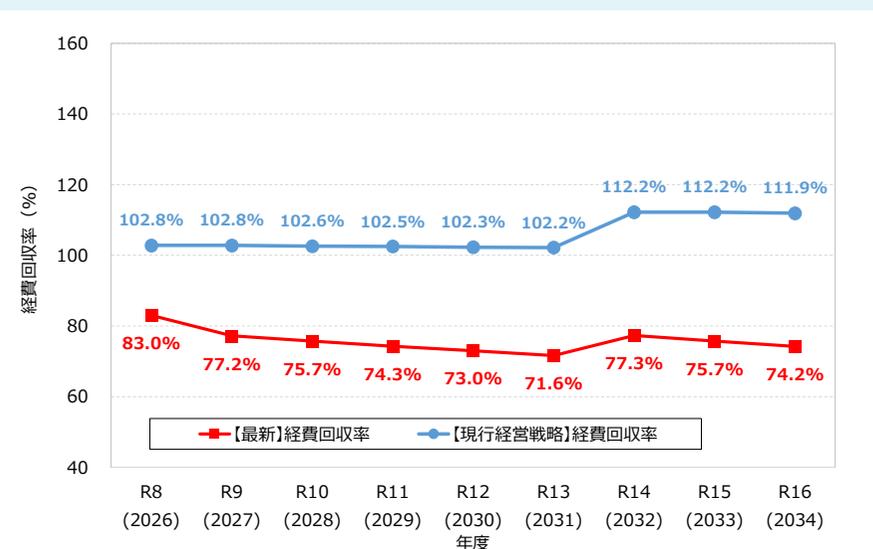
### ●経費回収率（維持管理費分）の見通し

- ・使用料改定を見込んでいた令和8年度・令和14年度に一時的に数値が良化するものの、期間を通じて100%を下回り、下水処理に必要な費用を使用料収入で賄えない状態が想定されます。
- ・また、現行経営戦略と比較した場合、物価上昇により維持管理費が増加するため、経費回収率は大幅に悪化する見込みです。

経費回収率（維持管理費分）の見込み。



現行経営戦略との経費回収率の比較

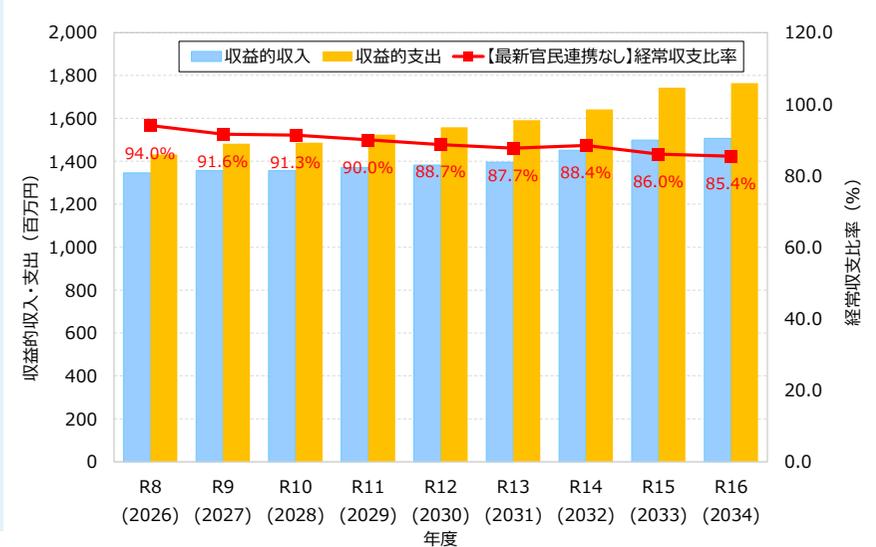


## 2-③ 使用料改定の検討（1）

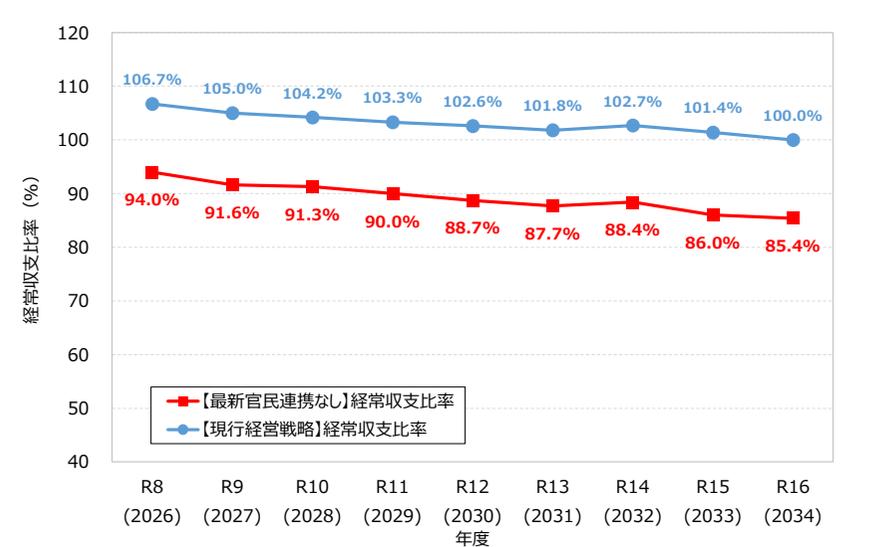
### ● 経常収支比率の見通し

- ・ 令和8年度以降は支出が収入を上回る、赤字状態になることが想定されます。赤字幅は最大で約2.57億円（令和16年）です。
- ・ 現行経営戦略と比較し収支が悪化する要因として、物価上昇の他、政策金利の上昇に伴い企業債の支払利息が上昇し、利息支払額が増加することが挙げられます。

経常収支比率の見込み



現行経営戦略との経常収支比率の比較

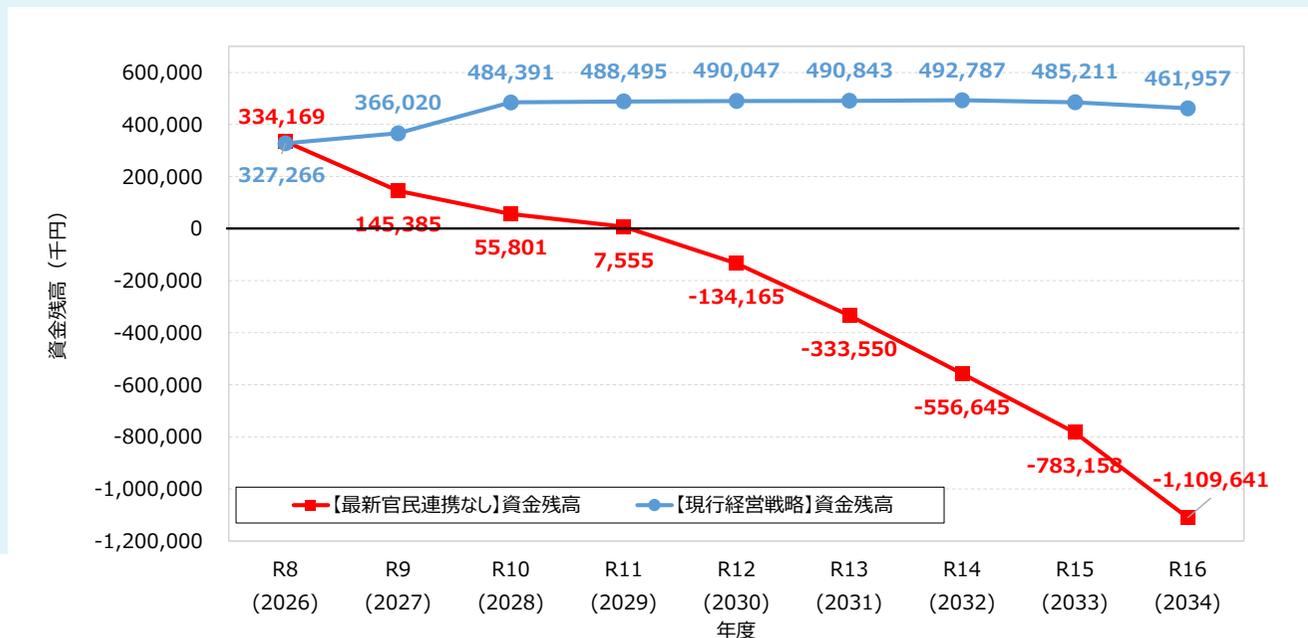


## 2-③ 使用料改定の検討（1）

### ● 資金残高の見通し

- ・ 経常収支比率が100%を割り込み、赤字となるため、事業継続に必要な資金の残高は年々減少を続け、令和12年度末にマイナスに転じて事業継続が困難になることが想定されます。令和16年度の資金残高は▲1,109,641千円 の見込みです。

資金残高の見込み

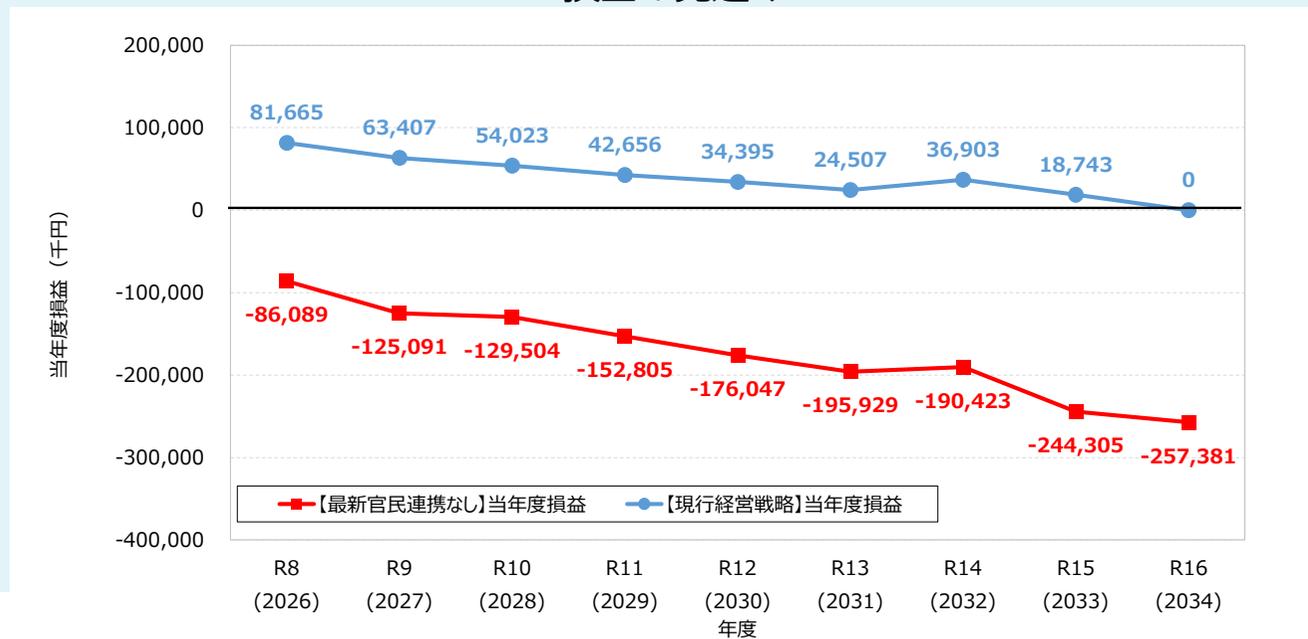


## 2-③ 使用料改定の検討（1）

### ● 損益の見通し

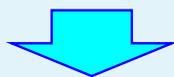
- ・ 令和8年度以降、損益は赤字に転じる見込みです。
- ・ 赤字幅は年々増加する見込みであり、令和8年度の損益は▲86,089千円の赤字、令和16年度の損益は▲257,381千円の赤字が想定されます。

損益の見込み



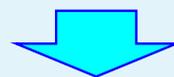
## 2-③ 使用料改定の検討

(1) 現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)に対し、最新の事業予定・物価上昇を反映した場合を検証



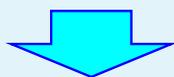
損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(2) 最新の事業予定・物価上昇を踏まえ、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



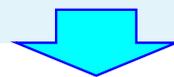
改定幅(仮)の算出、経営のさらなる効率化の必要性

(3) 最新の事業予定・物価上昇と**官民連携事業による効果**を反映し、現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)での収支を検証



(1)と同様に損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(4) **最新の事業予定・物価上昇・官民連携事業による効果**を反映した場合における、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



下水道経営の継続に向けた、使用料改定(案)の提示

審 議

## 2-③ 使用料改定の検討（2）

### （2）最新の事業予定・物価上昇を踏まえた、使用料単価の検討

- ・ 現行経営戦略で位置付けた「令和8（2026）年：150円/m<sup>3</sup>・令和14（2032）年：165円/m<sup>3</sup>」では損益・資金残高共にマイナスになり、今後の下水道事業の運営が困難になる想定です。  
⇒ 収支不足額を埋めるための使用料改定について検討します。
- ・ 現行経営戦略から収支が**大幅に悪化**するため、使用料改定による達成目標を再設定します。

項目	条件	設定理由
検討期間	令和8(2026)年度～令和16(2034)年度	令和8(2026)年度 ：一般会計からの繰入金削減される年度 かつ、現行経営戦略における使用料改定予定年度 令和16(2034)年度 ：現在検討中の経営戦略における最終年次
使用料改定の時期	1回目：令和8年度 2回目：令和11年度（1回目改定の3年後） 以降、3年おきに使用料改定実施を想定	1回目：現行経営戦略と同条件 2回目：現在検討中の経営戦略における中間年次
検討シナリオ	ケース①：検討期間で経費回収率（維持管理費分） 常時100%超 ケース②：検討期間で経常収支比率が常時100%超	① 現行経営戦略の達成目標を基にしたケースワーク ② 経常収支の赤字を許さないケース
その他		

## 2-③ 使用料改定の検討（2）

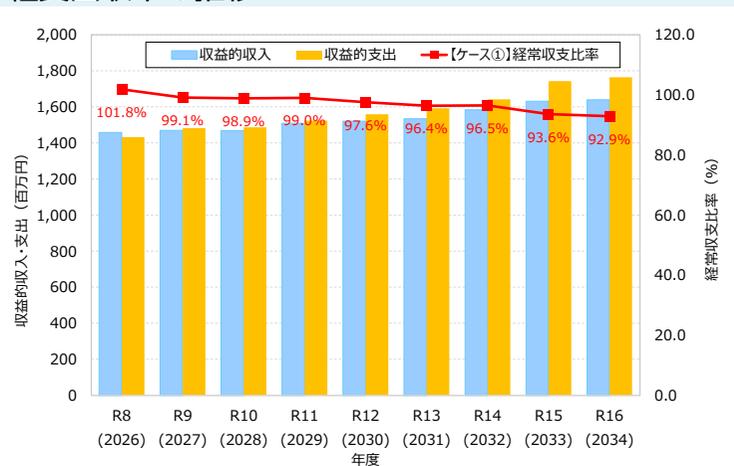
### ● 検討期間で経費回収率（維持管理費分）常時100%超

- ・ 経費回収率を目標としたケース（ケース①）において必要な使用料単価は**199円/m<sup>3</sup>**（令和8～10年）ですが、**その使用料単価では経常収支比率100%未満となり、収支で赤字が発生**します。

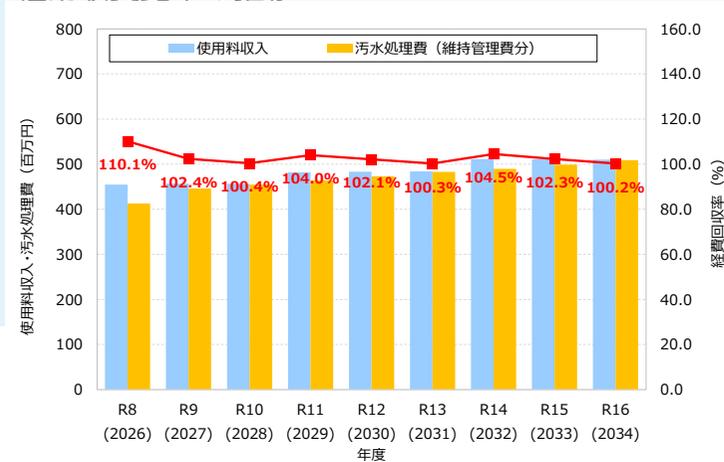
#### ● 経費回収率（維持管理費分）100%

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	
現行経営戦略+官民連携なし										
使用料単価	150円					165円				
経費回収率	83.0%	77.2%	75.7%	74.3%	73.0%	71.6%	77.3%	75.7%	74.2%	
ケース①：官民連携なし										
経費回収率100%に必要な使用料単価	199円			210円			233円			
134円/m <sup>3</sup> に対する改定率	48.5%			56.7%			73.9%			
改定後の経常収支比率	101.8%	99.1%	98.9%	99.0%	97.6%	96.4%	96.5%	93.6%	92.9%	
改定後の資金残高（千円）	446,106	369,814	392,658	482,207	478,564	417,479	327,400	233,723	39,876	

経費回収率の推移



経常収支比率の推移



## 2-③ 使用料改定の検討（2）

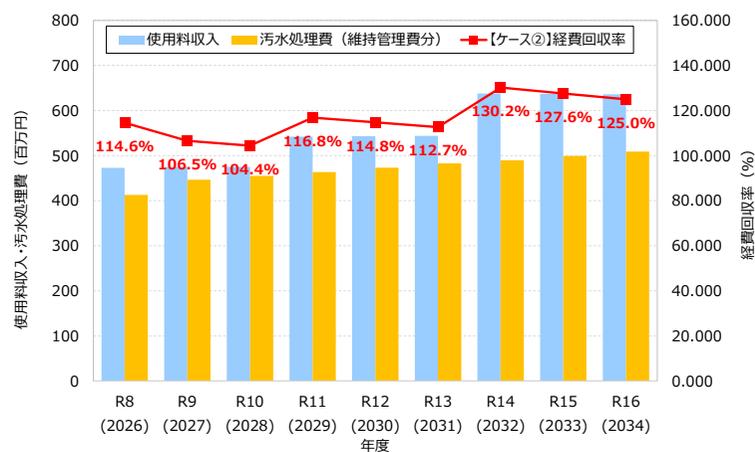
### ● 検討期間で経常収支比率常時100%超

- ・ 経常収支比率を目標としたケース（ケース②）において必要な使用料単価は**207円/m<sup>3</sup>**（令和8～10年）です。その使用料単価では経費回収率（維持管理費分）が100%を超えます。

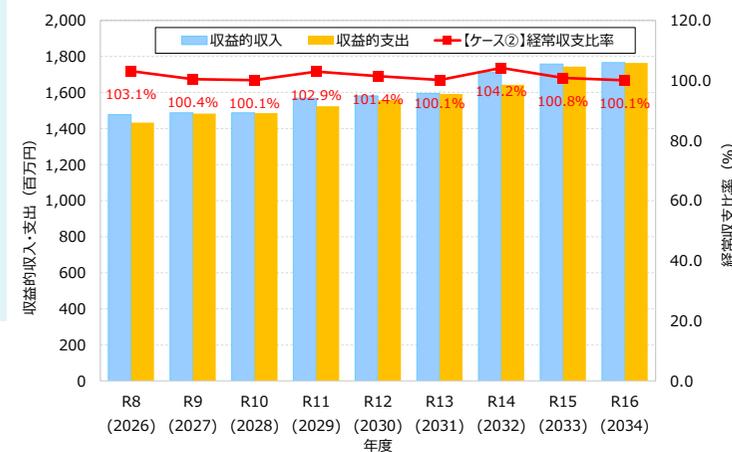
#### ● 経常収支比率100%

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	
現行経営戦略+官民連携なし										
使用料単価	150円					165円				
経常収支比率	94.0%	91.6%	91.3%	90.0%	88.7%	87.7%	88.4%	86.0%	85.4%	
ケース②：官民連携なし										
経常収支比率100%に必要な使用料単価	207円			236円			278円			
134円/m <sup>3</sup> に対する改定率	54.5%			76.1%			107.5%			
改定後の経費回収率	114.6%	106.5%	104.4%	116.8%	114.8%	112.7%	130.2%	127.6%	125.0%	
改定後の資金残高（千円）	446,106	369,814	392,658	482,207	478,564	417,479	327,400	233,723	39,876	

経費回収率の推移



経常収支比率の推移

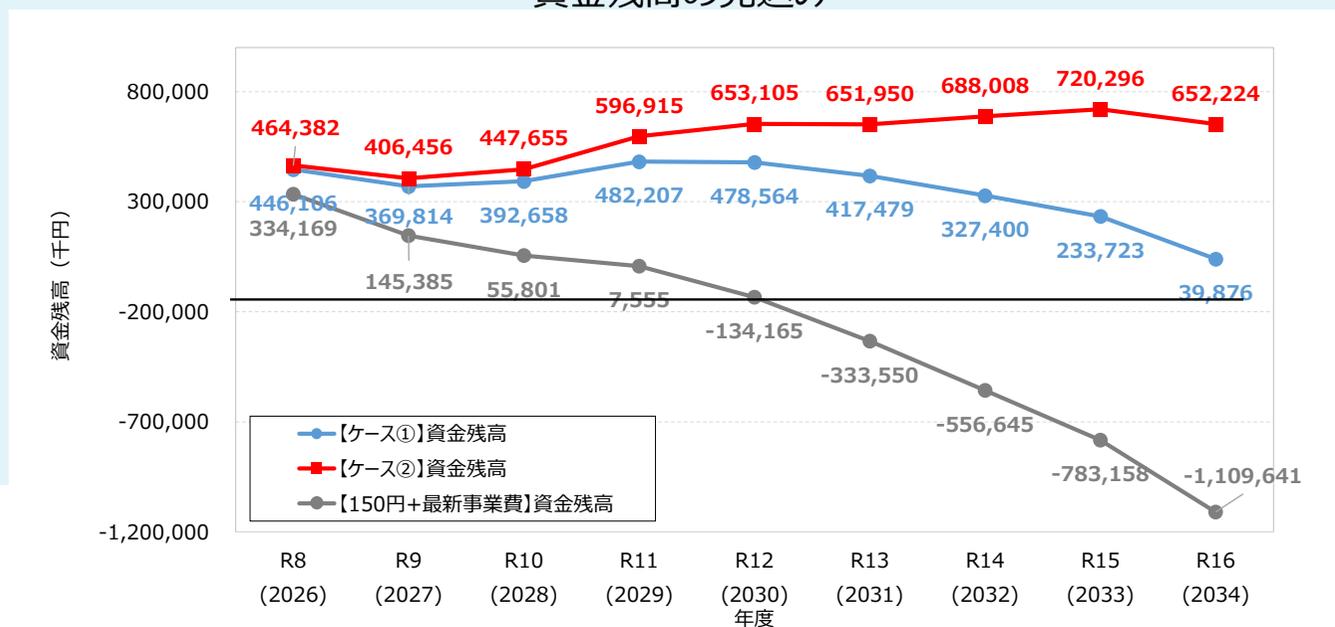


## 2-③ 使用料改定の検討（2）

### ● 資金残高の見通し

- ・ ケース①では経常収支比率が100%を割り込み赤字となるため、事業継続に必要なとなる資金の残高は年々減少を続けますが、令和16年度までは資金残高プラスを維持できる見通しですが、それ以降はマイナスに転じる見込みです。
- ・ ケース②では経常収支比率を100%を保ちながら事業継続に必要なとなる資金をしっかりと確保し、適切な事業運営が可能となります。
- ・ 令和16年度の資金残高は、ケース①：39,876千円・ケース②：652,224千円 の見込みです。

資金残高の見込み

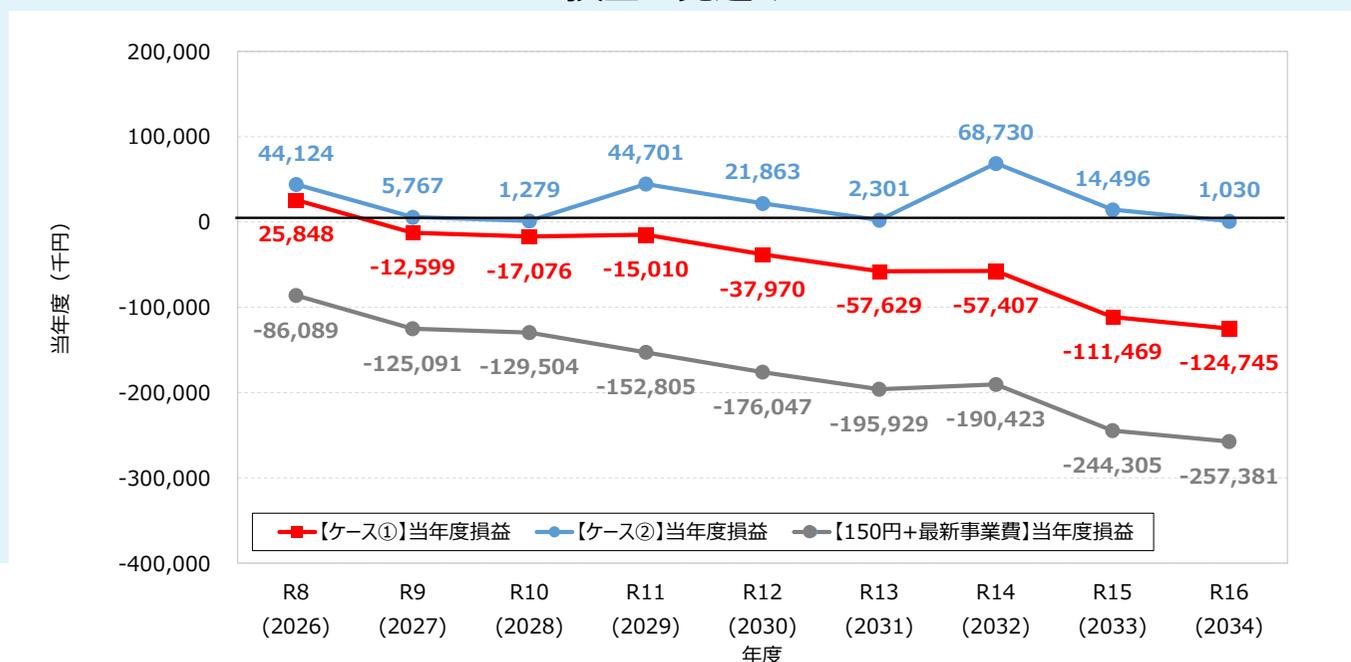


## 2-③ 使用料改定の検討（2）

### ● 損益の見通し

- ・ ケース①では令和9年度以降、損益は赤字に転じ、赤字幅は年々増加する見込みです。ケース①の令和8年度の損益は25,848千円の黒字、令和16年度の損益は▲124,745千円の赤字が想定されます。
- ・ ケース②では令和9年度以降も黒字となる見込みです。

損益の見込み



## 2-③ 使用料改定の検討

(1) 現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)に対し、最新の事業予定・物価上昇を反映した場合を検証



損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(2) 最新の事業予定・物価上昇を踏まえ、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



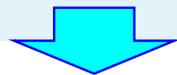
改定幅(仮)の算出、経営のさらなる効率化の必要性

(3) 最新の事業予定・物価上昇と**官民連携事業による効果**を反映し、現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)での収支を検証



(1)と同様に損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(4) **最新の事業予定・物価上昇・官民連携事業による効果**を反映した場合における、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



下水道経営の継続に向けた、使用料改定(案)の提示

審 議

## 2-③ 使用料改定の検討（3）

### （3）官民連携事業による効果を踏まえた、現行経営戦略における使用料改定の検証

- ・官民連携事業による経営効率化を反映し、現行経営戦略で位置付けた「令和8（2026）年：150円/m<sup>3</sup>・令和14（2032）年：165円/m<sup>3</sup>」の使用料改定を行った場合の検証を行います。

項目	条件
【収入】 使用料収入	現在策定中の「第五次葉山町総合計画」の人口推計、接続促進活動による下水道接続人口の増加を反映して推計
【収入】 使用料単価	現行経営戦略で定めた使用料改定を反映 ～令和7（2025）：134円/m <sup>3</sup> 令和8（2026）～令和13（2031）：150円/m <sup>3</sup> 令和14（2032）～：165円/m <sup>3</sup>
【支出】 物価上昇	毎年2.0%上昇
その他	<b>官民連携事業（管路、処理場）による費用縮減を考慮</b>

## 2-③ 使用料改定の検討（3）

### ●収入・支出の今後の見通し：経営効率化のための取組

・現状の業務執行体制を維持しつつ、さらなる執行体制の強化・効率化に向け、官民連携（PPP/PFI）事業を活用する方針です。

◆葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場

：維持管理、改築・更新、運営を一体的に実施する**コンセッション方式**を令和9（2027）年度から

◆管路施設

：維持管理、改築・更新を一体的に実施する**管理・更新一体マネジメント方式**を令和8（2026）年度から

#### ・活用による効果

◆長期契約によりスケールメリットが働き、民間事業者の経営ノウハウが発揮⇒**事業費の縮減**

◆設計、工事発注・契約等が一元化することによる事務負担の低減⇒**業務執行体制の強化**

葉山町下水道事業ウォーターPPP導入事業スケジュール

方式	対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
コンセッション方式	①葉山浄化センター ②葉山中継ポンプ場 ③①・②を結ぶ幹線 ④マンホールポンプ	導入可能性調査 実施方針（案） の作成	実施方針 公募書類 の作成	事業者選定	事業開始	
管理・更新一体 マネジメント方式	○管路施設	導入可能性調査 各種情報整理 実施方針 公募書類の作成	事業者選定	事業開始		

## 2-③ 使用料改定の検討（3）

### ●収入・支出の今後の見通し：建設改良費の見通し

項目	内容	令和8（2026）～ 令和16（2034） 事業費	
		ストックマネジメント計画に基づく点検調査・改築更新事業	計画的な点検・調査と改築・更新事業に向け策定した「ストックマネジメント計画」に基づき、事業を推進します。
今回見直し	7,319百万円		
官民連携による 経営の効率化	6,677百万円		
差額	▲642百万円		

#### ◆「今回見直し」と「官民連携による経営の効率化」の差：約9%

⇒管路・処理場施設における官民連携事業の導入により、長期契約によるスケールメリット・民間事業者の経営ノウハウが発揮されることで、さらなる事業費の低減につながりました。

◆物価上昇の見込み：日銀展望に基づき、毎年度一律2.0%（前年度比）の事業費上昇を含みます。

## 2-③ 使用料改定の検討（3）

### ●収入・支出の今後の見通し：修繕費・動力費の見通し

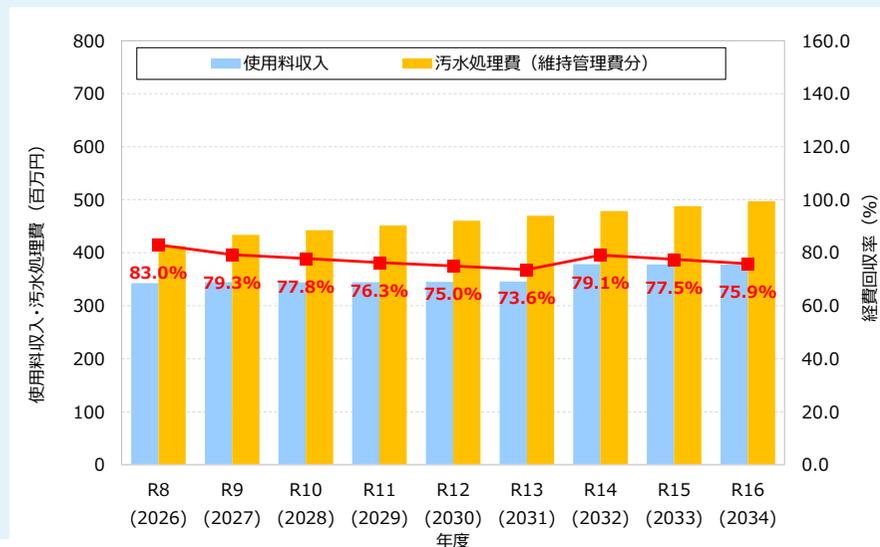
項目	見通し	令和8（2026）～令和16（2034） 事業費	
修繕費	施設の老朽化や物価上昇の影響により現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。 <u>官民連携事業による効率的な維持管理・修繕により、増加幅が抑えられる見込みです。</u>	現行経営戦略	193百万円
		今回見直し	575百万円
		官民連携による経営の効率化	565百万円
		差額	10百万円
動力費	電気料金の高騰により、現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。 <u>官民連携事業導入後も維持する施設は変わらないため、動力費は同額の見通しです。</u>	現行経営戦略	422百万円
		今回見直し	820百万円
		官民連携による経営の効率化	820百万円
		差額	同額

## 2-③ 使用料改定の検討（3）

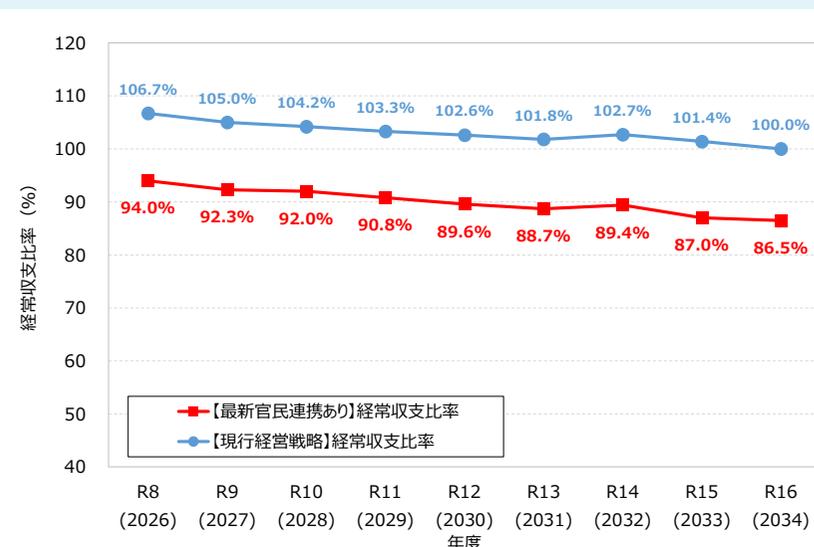
### ●経費回収率（維持管理費分）の見通し

- ・使用料改定を見込んでいた令和8年度・令和14年度に一時的に数値が良化するものの、「官民連携なし」と同様に、期間を通じて100%を下回り、下水処理に必要な費用を使用料収入で賄えない状態が想定されます。

経費回収率（維持管理費分）の見込み。



現行経営戦略との経費回収率の比較

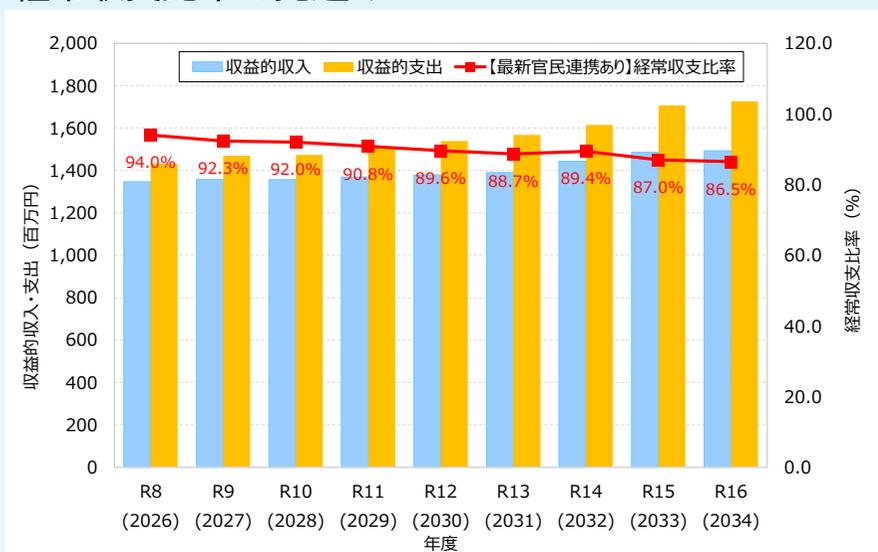


## 2-② 財政収支の見通し（3）

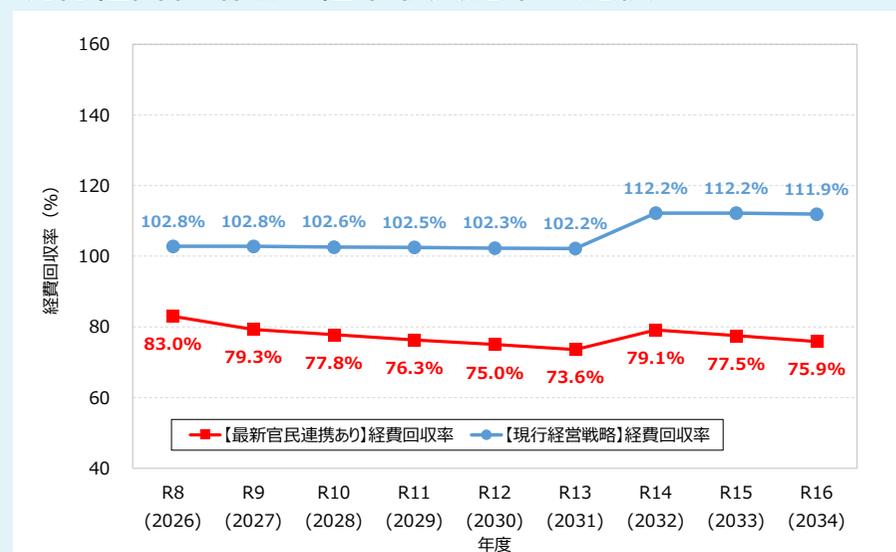
### ● 経常収支比率の見通し

- 「官民連携なし」と同様に令和8年度以降は支出が収入を上回る、赤字状態になることが想定されます。赤字幅は最大で約2.33億円（令和16年）です。

経常収支比率の見込み



現行経営戦略との経常収支比率の比較

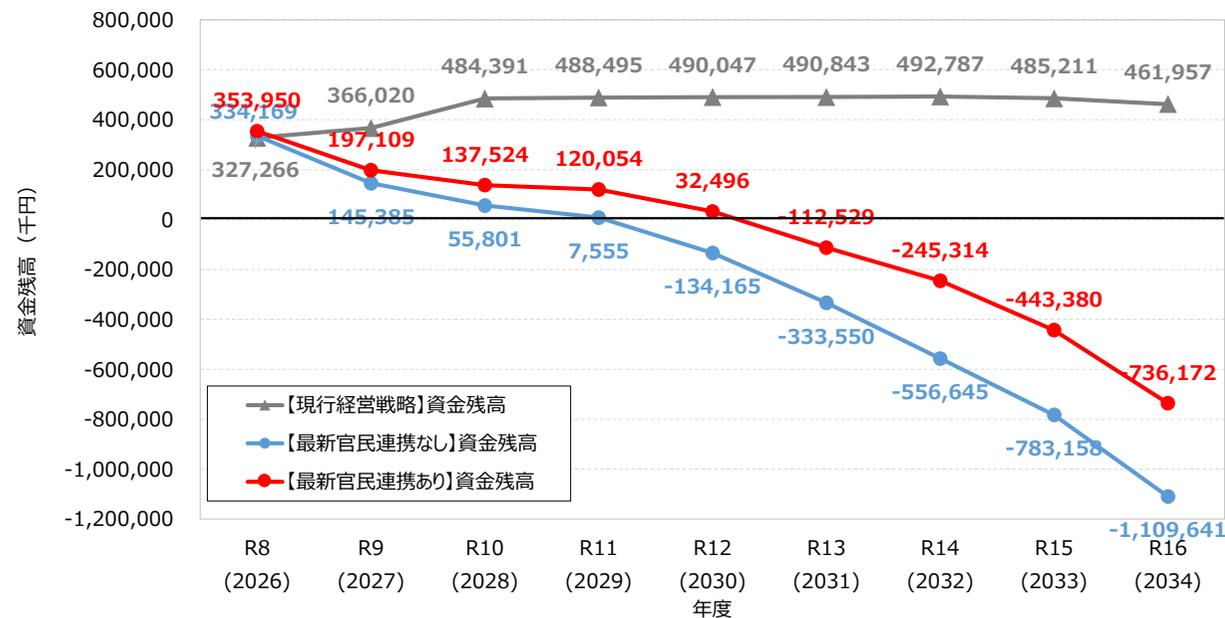


## 2-② 財政収支の見通し（3）

### ● 資金残高の見通し

- ・「官民連携無し」の場合と同様に、令和12年度にマイナスに転じて**事業継続が困難になる**ことが想定されます。令和16年度の資金残高は▲736,172千円 の見込みです。
- ・資金残高の減少ペースは、**官民連携による事業費の縮減効果により緩やか**になります。

資金残高の見込み

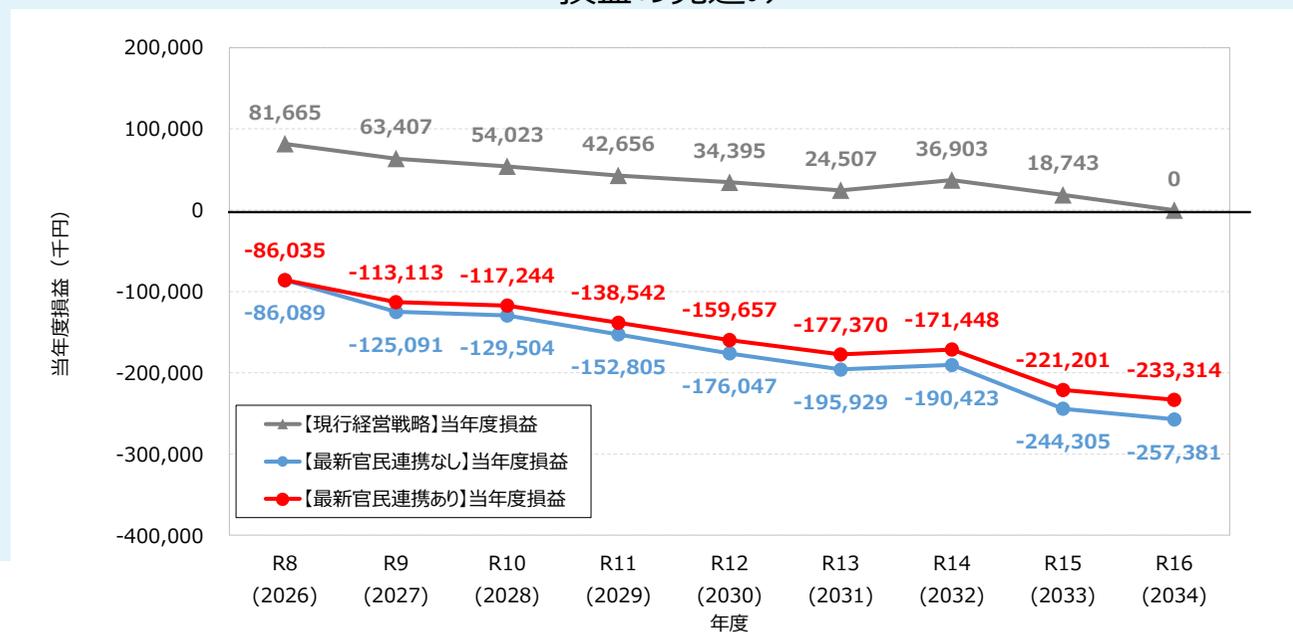


## 2-② 財政収支の見通し（3）

### ● 損益の見通し

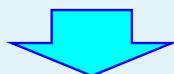
- 「官民連携無し」の場合と同様に、**令和8年度から損益は赤字に転じ、赤字幅は年々増加する見込み**です。「官民連携あり」における令和8年度の損益は▲86,035千円の赤字、令和16年度の損益は▲233,314千円の赤字が想定されます。
- 収支の赤字幅は、官民連携による事業費の縮減効果により緩やか**になります。

損益の見込み



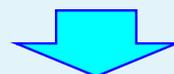
## 2-③ 使用料改定の検討

(1) 現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)に対し、最新の事業予定・物価上昇を反映した場合を検証



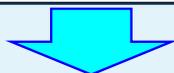
損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(2) 最新の事業予定・物価上昇を踏まえ、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



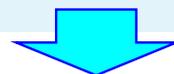
改定幅(仮)の算出、経営のさらなる効率化の必要性

(3) 最新の事業予定・物価上昇と官民連携事業による効果を反映し、現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m<sup>3</sup>、令和14年度～:165円/m<sup>3</sup>)での収支を検証



(1)と同様に損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(4) 最新の事業予定・物価上昇・官民連携事業による効果を反映した場合における、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



下水道経営の継続に向けた、使用料改定(案)の提示

審 議

## 2-③ 使用料改定の検討（4）

### （4）官民連携事業による効果を反映した場合における使用料単価の検討

- ・官民連携事業による費用縮減効果を反映し、今後の下水道事業の運営に必要な資金を確保するために必要な使用料単価を検討します。

項目	条件	設定理由
検討期間	令和8(2026)年度～令和16(2034)年度	令和8(2026)年度 :一般会計からの繰入金削減される年度 かつ、現行経営戦略における使用料改定予定年度 令和16(2034)年度 :現在検討中の経営戦略における最終年次
使用料改定の時期	1回目:令和8年度 2回目:令和11年度(1回目改定の3年後) 以降、 <u>3年おきに使用料改定実施を想定</u>	1回目:現行経営戦略と同条件 2回目:現在検討中の経営戦略における中間年次
検討シナリオ	ケース③: <u>検討期間で経費回収率(維持管理費分)常時100%超</u> ケース④: <u>検討期間で経常収支比率が常時100%超</u>	③現行経営戦略の達成目標を基にしたケースワーク ④経常収支の赤字を許さないケース
その他	<u>官民連携事業(管路、処理場)を考慮</u>	

## 2-③ 使用料改定の検討

### ● 検討期間で経費回収率（維持管理費分）常時100%超

- ・ 経費回収率を目標とした場合、必要な使用料単価は**192円/m<sup>3</sup>**（令和8～10年）です。
- ・ **192円/m<sup>3</sup>では、経常収支比率100%未満となり、収支で赤字が発生**します。

#### ● 経費回収率（維持管理費分）100%

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
現行経営戦略+官民連携なし									
使用料単価	150円					165円			
経費回収率	83.0%	77.2%	75.7%	74.3%	73.0%	71.6%	77.3%	75.7%	74.2%
ケース①：官民連携なし									
経費回収率100%に必要な使用料単価	199円			210円			233円		
134円/m <sup>3</sup> に対する改定率	48.5%			56.7%			73.9%		
改定後の経常収支比率	101.8%	99.1%	98.9%	99.0%	97.6%	96.4%	96.5%	93.6%	92.9%
改定後の資金残高（千円）	446,106	369,814	392,658	482,207	478,564	417,479	327,400	233,723	39,876
ケース③：官民連携あり									
経費回収率100%に必要な使用料単価	192円			203円			216円		
134円/m <sup>3</sup> に対する改定率	43.3%			51.5%			61.2%		
改定後の経常収支比率	100.7%	98.2%	98.0%	98.3%	96.9%	95.9%	96.1%	93.4%	92.8%
改定後の資金残高（千円）	449,900	372,932	400,203	480,985	498,544	465,725	425,218	327,286	142,663

## 2-③ 使用料改定の検討

### ●検討期間で経常収支比率常時100%超

- ・ 経常収支比率を目標とした場合、必要な使用料単価は207円/m<sup>3</sup>（令和8～10年）です。  
207円/m<sup>3</sup>の場合、経費回収率（維持管理費分）が100%を超えます。
- ・ 官民連携なしのケース②と比較すると令和11年度以降に改訂単価を引き下げることが可能になる見込みです。

#### ●経常収支比率100%

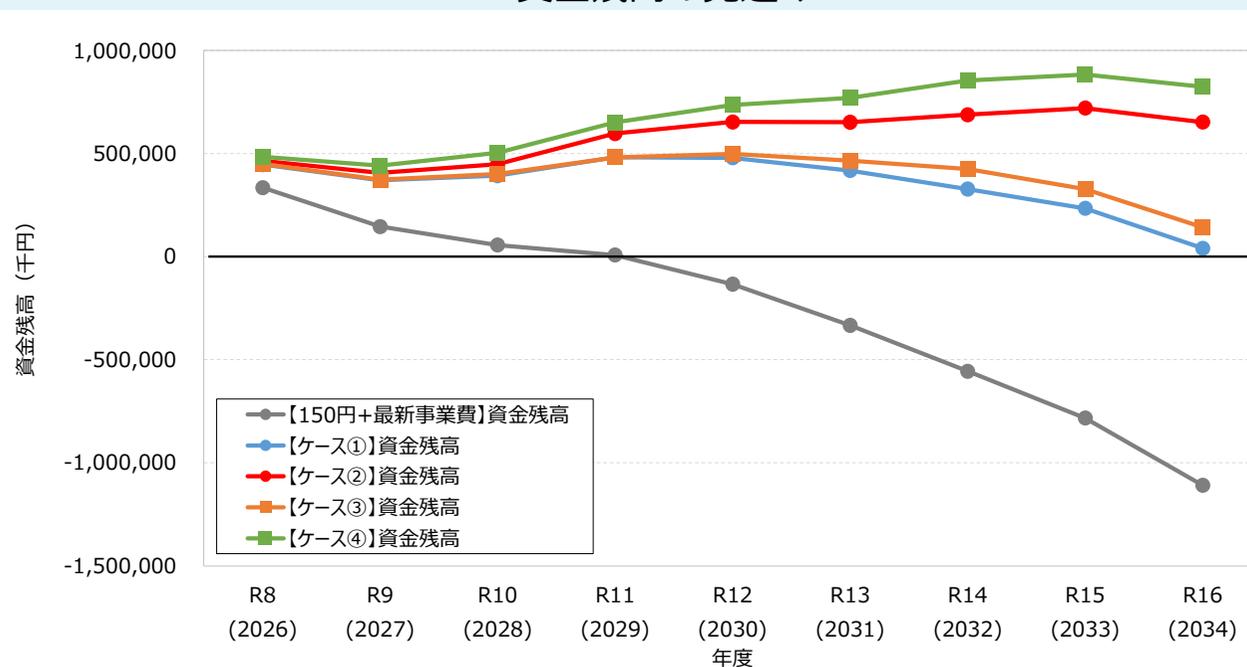
	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
現行経営戦略+官民連携なし									
使用料単価	150円					165円			
経常収支比率	94.0%	91.6%	91.3%	90.0%	88.7%	87.7%	88.4%	86.0%	85.4%
ケース②：官民連携なし									
経常収支比率100%に必要な使用料単価	207円			236円			278円		
134円/m <sup>3</sup> に対する改定率	54.5%			76.1%			107.5%		
改定後の経費回収率	114.6%	106.5%	104.4%	116.8%	114.8%	112.7%	130.2%	127.6%	125.0%
改定後の資金残高（千円）	446,106	369,814	392,658	482,207	478,564	417,479	327,400	233,723	39,876
ケース④：官民連携あり									
経常収支比率100%に必要な使用料単価	207円			232円			271円		
134円/m <sup>3</sup> に対する改定率	54.5%			73.1%			102.2%		
改定後の経費回収率	114.6%	110.4%	108.2%	119.0%	116.9%	114.7%	130.9%	128.3%	125.7%
改定後の資金残高（千円）	484,170	441,632	503,323	650,705	735,004	769,025	854,658	882,696	823,853

## 2-③ 使用料改定の検討

### ● 資金残高の見通し

- ・ ケース①、ケース③では**経常収支比率が100%をを割り込み、赤字となるため、事業継続に必要なとなる資金残高は年々減少**を続けますが、令和16年度までは資金残高プラスを維持できる見通しです。
- ・ **経常収支比率100%を確保するケース②、ケース④では一定の資金残高を確保できる見通し**です。

資金残高の見込み

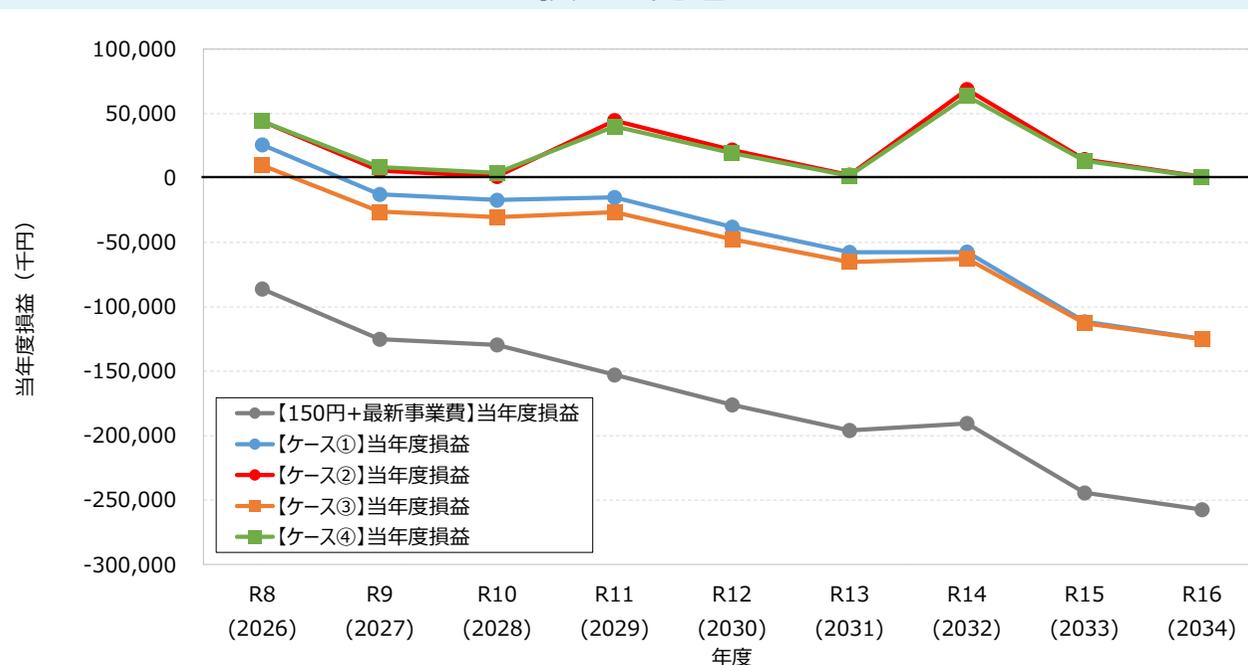


## 2-③ 使用料改定の検討

### ● 損益の見通し

- ・ 経費回収率（維持管理費分）を条件とするケース①、ケース③では令和9年度以降、損益は赤字に転じ、赤字幅は年々増加する見込みです。赤字になるのは、維持管理費以外の支出（＝資本費）を使用料収入で賄えていないためです。
- ・ 経常収支比率100%を確保するケース②、ケース④では、令和9年度以降も黒字を維持できる見込みです。

損益の見込み



## 2-③ 使用料改定の検討

### ●ケースワーク結果

- ・経費回収率を目標としたケース（ケース①・③）は、**経常収支比率100%未満となり収支で赤字が発生します。**
- ・経常収支比率を目標としたケース（ケース②・④）において、**令和8年度～令和10年度に経常収支比率100%を達成するには、使用料単価で207円/m<sup>3</sup>（令和5年度：134円/m<sup>3</sup>、改定54.5%）が必要です。**

### ●方向性と論点

- ・供用開始の平成10（1998）年度以降、25年間使用料改定を未実施
- ・近年の物価上昇は、過去に類を見ない状況であり、将来予測は非常に難しい状況です。  
まずは、**令和8（2026）年度～令和10（2029）年度を対象として使用料改定の検討を進めたい**と考えます。
- ・令和11（2030）年度以降の改定については、直前（～令和10年）の経営状況等を踏まえて改めて判断したいと考えます。

・令和8年度に実施予定の使用料改定に関し、以下の点について審議をお願い致します。

- 達成目標の妥当性について
- 使用料改定の改定幅について

## 使用料改定参考資料：国土交通省事務連絡

令和2年7月22日付けで国土交通省より以下の事務連絡が発出され、収支構造適正化に向けた取組を踏まえ、着実に収支構造の見直しの検討を進める要請がありました。

収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ **ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。**
- ・ **令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。**

出典：事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」より抜粋（国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官 令和2年7月22日）

本町の下水道事業は、平成11年3月に供用開始したことから、経営戦略の計画期間内である令和11年3月で供用開始30年が経過し、さらに現在の使用料単価（134～135円/m<sup>3</sup>）、経費回収率（約74～86%）を考慮すると、現状の料金体系を維持した場合、資本費の重要な財源である社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象外となる可能性があります。

経営基盤の強化にむけた財源確保と収支構造の適正化の観点から、下水道使用料改定の検討が急務となっています。

# 3 議② 減免制度のあり方に関する審議

## 下水道使用料減免制度に係る論点と方向性

---

- ・減免制度は下水道による処理を開始した平成10年度より導入されています。減免制度導入の経緯の詳細は不明ですが、福祉政策的な観点から導入されたものと想定されます。
- ・使用料減免制度は、公営企業の目的の一つである「公共の福祉の増進」の観点から、意義のある政策といえます。
- ・一方、下水道事業は平成30年度から公営企業会計に移行しており、独立採算を基本とし、受益者負担の原則による運営が求められています。減免制度は受益者負担の原則に対し、例外事項と判断できます。
- ・また、使用料減免制度は福祉政策的な意味合いが強く、その収入の補填については「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」（地方公営企業法第十七条）と判断できます。

⇒ 減免に係る経費については、制度の趣旨から公営企業の適正な受益者負担の原則による運営を目指していくために、庁内調整を早急に進めていくこと。

# 使用料減免関係図表

神奈川県内の政令市を除く30市町村への調査結果

項目	減免制度の有無	福祉部局からの補填の有無	減免制度を実施している自治体	補填のある自治体	
生活保護受給世帯	8	0	逗子市、大和市、 <b>葉山町</b> 、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、清川村		
中国残留邦人等支援給付世帯	2	0	大和市、寒川町		
身体障害者世帯	10	5	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、 <b>葉山町</b> 、箱根町	横須賀市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市	
知的障害者世帯	10	5	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、 <b>葉山町</b> 、箱根町	横須賀市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市	
重度障害者世帯	2	2	横須賀市、南足柄市	横須賀市、南足柄市	
精神障害者世帯	10	5	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、 <b>葉山町</b> 、箱根町	横須賀市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市	
要介護世帯	3	0	平塚市、鎌倉市、箱根町		
母子世帯	2	2	秦野市、座間市	秦野市、座間市	
児童扶養手当受給世帯	6	2	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、伊勢原市、箱根町	横須賀市、伊勢原市	
特別児童扶養手当受給世帯	3	0	平塚市、鎌倉市、箱根町		
遺族基礎年金受給世帯	4	0	平塚市、鎌倉市、藤沢市、箱根町		
社会福祉施設	特養ホーム等	4	0	鎌倉市、藤沢市、逗子市、 <b>葉山町</b>	
	老人デイサービスセンター等	2	0	鎌倉市、 <b>葉山町</b>	
	医療機関、病院・診療所等	1	0	<b>葉山町</b>	
その他の市町村長が特別の理由があると認めるとき。	20	0	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、 <b>葉山町</b> 、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村		
その他の減免	ねたき高齢者世帯	1	1	秦野市	秦野市
	重複障害者世帯	5	2	横須賀市、平塚市、鎌倉市、秦野市、箱根町	横須賀市、秦野市
	震災、風水害、火災等の災害による住宅・家財等の損害を受けた時	17	2	横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村	横須賀市、伊勢原市

# 4 説② 使用料体系（案）に関する審議

## 4-① 下水道使用料体系とは？

---

### ★下水道使用料体系とは

使用料体系とは、使用料対象経費を個々の使用者に対してどのように配分し、負担して頂くかということを経済化したものです。

### ★使用料体系の基本原則

使用料体系の基本原則は、下水道法第20条第2項で規定されています。その主旨は、以下の3点です。

- 使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること
- 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをする使用料であってはならないこと
- 定率又は定額をもって明確に定めること

なお、具体的な使用料体系の設定にあたっては、以上の主旨を踏まえて、各地方公共団体の排水需要の実態、下水道事業の実情等を十分に勘案して行うことが適当とされています。

## 4-② 現行の本町下水道使用料体系

本町の現行下水道使用料体系（2ヶ月）は右表のとおりです。

### ★主な内容（消費税10%込みの金額）

- 排水量16m<sup>3</sup>まで：定額の基本使用料：1,408円のみ
- 排水量17m<sup>3</sup>を超えると、超過した水量1m<sup>3</sup>当たり従量使用料が付加されます。
- 排水量が多量になるに連れて、超過した水量1m<sup>3</sup>当たりの従量使用料が段階的に増額されます。

基本使用料		+	超過使用料（1m <sup>3</sup> につき）	
排水量	使用料金		排水量	使用料金
16m <sup>3</sup> まで	1,408円		17m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	110円
			31m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	154円
			41m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	187円
			61m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	231円
			101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	275円
			201m <sup>3</sup> ~400m <sup>3</sup>	319円
			401m <sup>3</sup> ~600m <sup>3</sup>	363円
			601m <sup>3</sup> ~1,000m <sup>3</sup>	374円
			1,000m <sup>3</sup> ~2,000m <sup>3</sup>	385円
			2,001m <sup>3</sup> ~	396円

※消費税込み

### ★下水道使用料計算例・・・排水量：55 m<sup>3</sup>/2ヶ月 の場合

A) 0~16m<sup>3</sup>：定額の基本使用料：1,408円

B) 17~30m<sup>3</sup>：1 m<sup>3</sup>当たりの従量使用料：110円/ m<sup>3</sup> × (30 - 16) m<sup>3</sup> = 1,540円

C) 31~40m<sup>3</sup>：1 m<sup>3</sup>当たりの従量使用料：154円/ m<sup>3</sup> × (40 - 30) m<sup>3</sup> = 1,540円

D) 41~55m<sup>3</sup>：1 m<sup>3</sup>当たりの従量使用料：187円/ m<sup>3</sup> × (55 - 40) m<sup>3</sup> = 2,805円

A~Dの合計：排水量：55 m<sup>3</sup>/2ヶ月 の使用者の下水道使用料は・・・

A:1,408+B:1,540+C:1,540+D:2,805 = 7,293円 になります。

## 4-④ 他団体の使用料体系

### ★使用料体系の種類

着色部は葉山町が採用中のもの

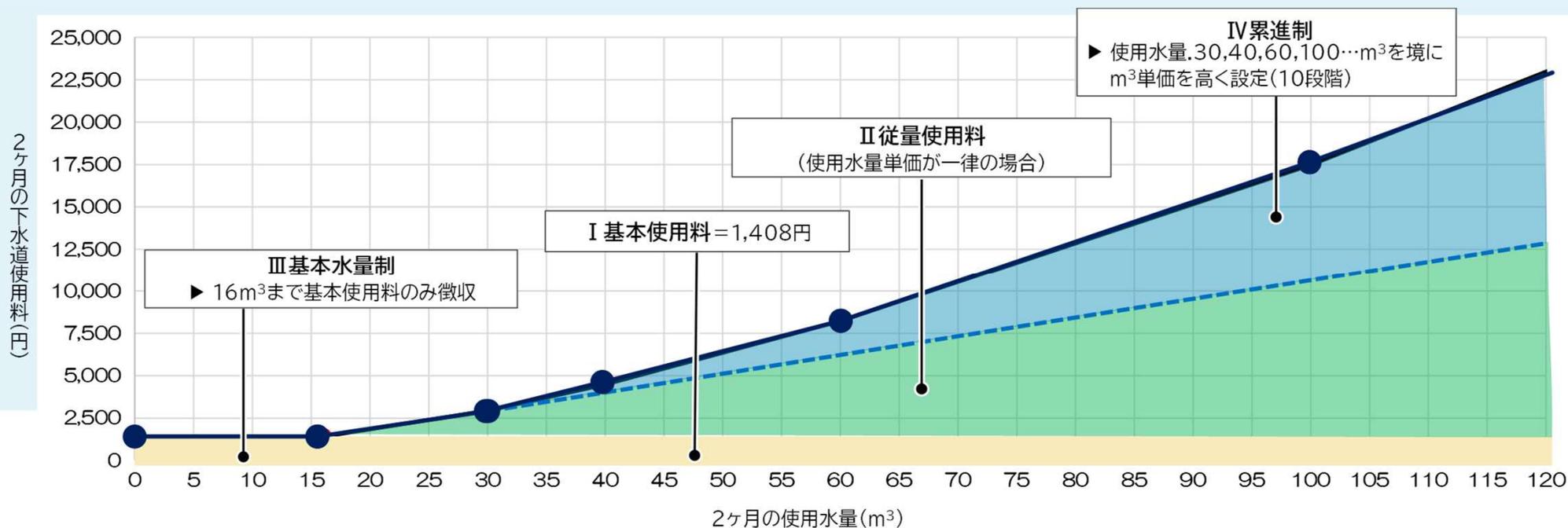
項目		内容	全国採用 団体数※1	全国採用団体 割合(%)※1
I	定額使用料制	1世帯当たりまたは1人当たりの下水道使用に伴う単価を設定しその数に応じて徴収する制度	10	0.9%
II	水道料金比例制	水道料金の一定割合を下水道使用料として徴収する制度	16	1.4%
III	基本使用料	使用水量の有無に係わりなく一定金額を徴収	1,099	93.9%
IV	従量使用料	従量使用料 : 使用水量の増加に応じて使用料が増額		
V	基本水量制	一定量の範囲まで従量料金を徴収せず、基本使用料のみを徴収	946	80.8%
VI	累進使用料制	排出量の増加段階に応じて1m <sup>3</sup> 当たりの使用料単価を高く設定	927	79.2%
VII	水質使用料制	排水の水質濃度に応じて、一定の基準を超える濃度の排水を排出する使用者に上乗せして徴収	64	5.5%

※1)「下水道統計 令和3年度 日本下水道協会」より、公共下水道事業実施団体(1,171団体)の実績を集計。複数の制度を併用している団体があるため合計は100%!

## 4-③ 現行の本町下水道使用料体系の特徴

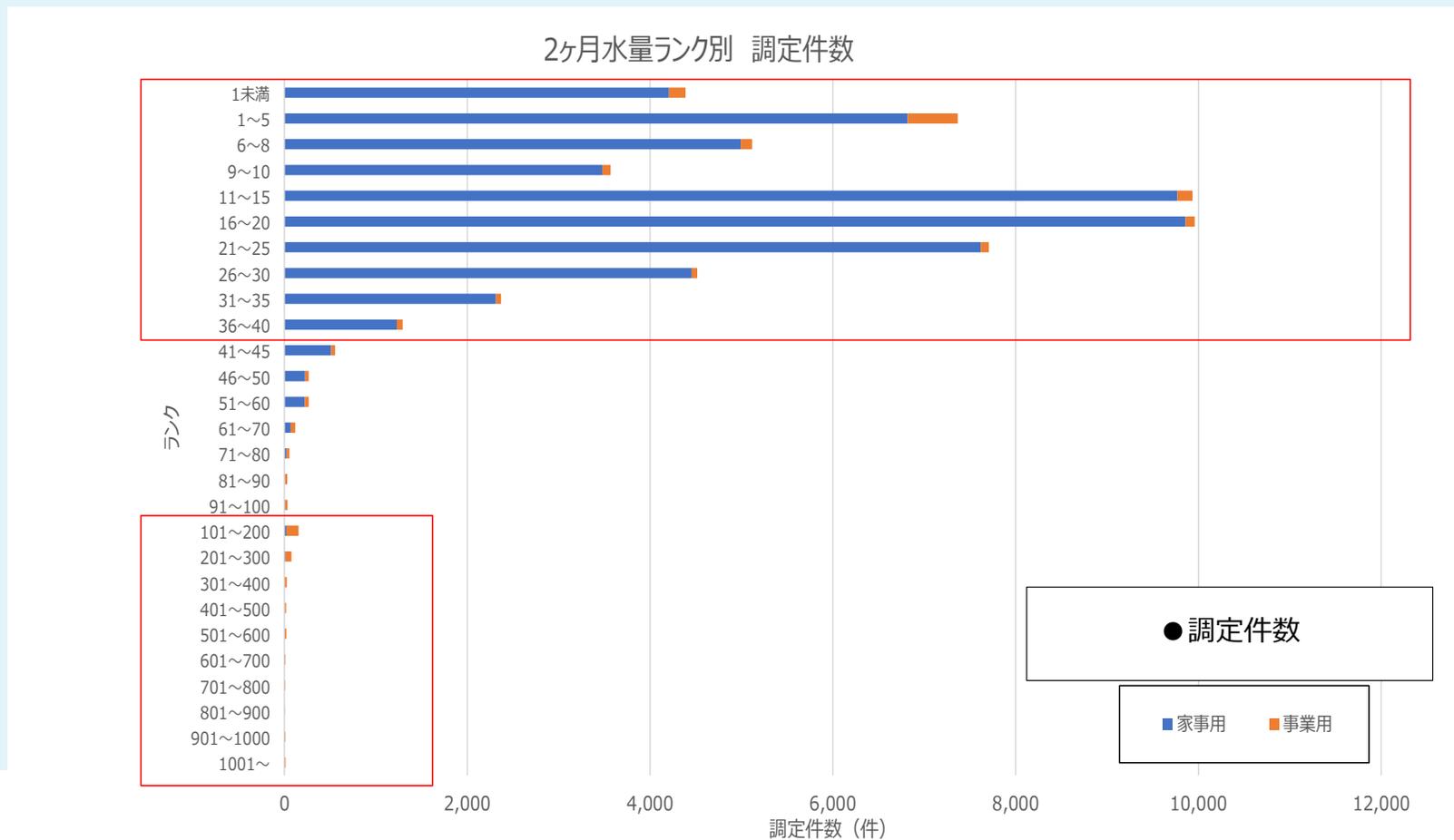
本町の現行下水道使用料体系の特徴は、以下の4点が挙げられます。

- I. 基本使用料：使用水量の有無に係わりなく一定金額を徴収：1,408円
  - II. 従量使用料：使用水量の増加に応じて従量単価を設定して使用料が増額
  - III. 基本水量制：一定量の範囲（2ヶ月16m<sup>3</sup>）まで従量料金を徴収せず、基本使用料のみを徴収
  - IV. 累進制：排水量の増加に応じて、段階に分けて従量単価を高く設定：本町は10段階
- ※） I と II を組み合わせた使用料制を「二部使用料制」と呼ばれています。



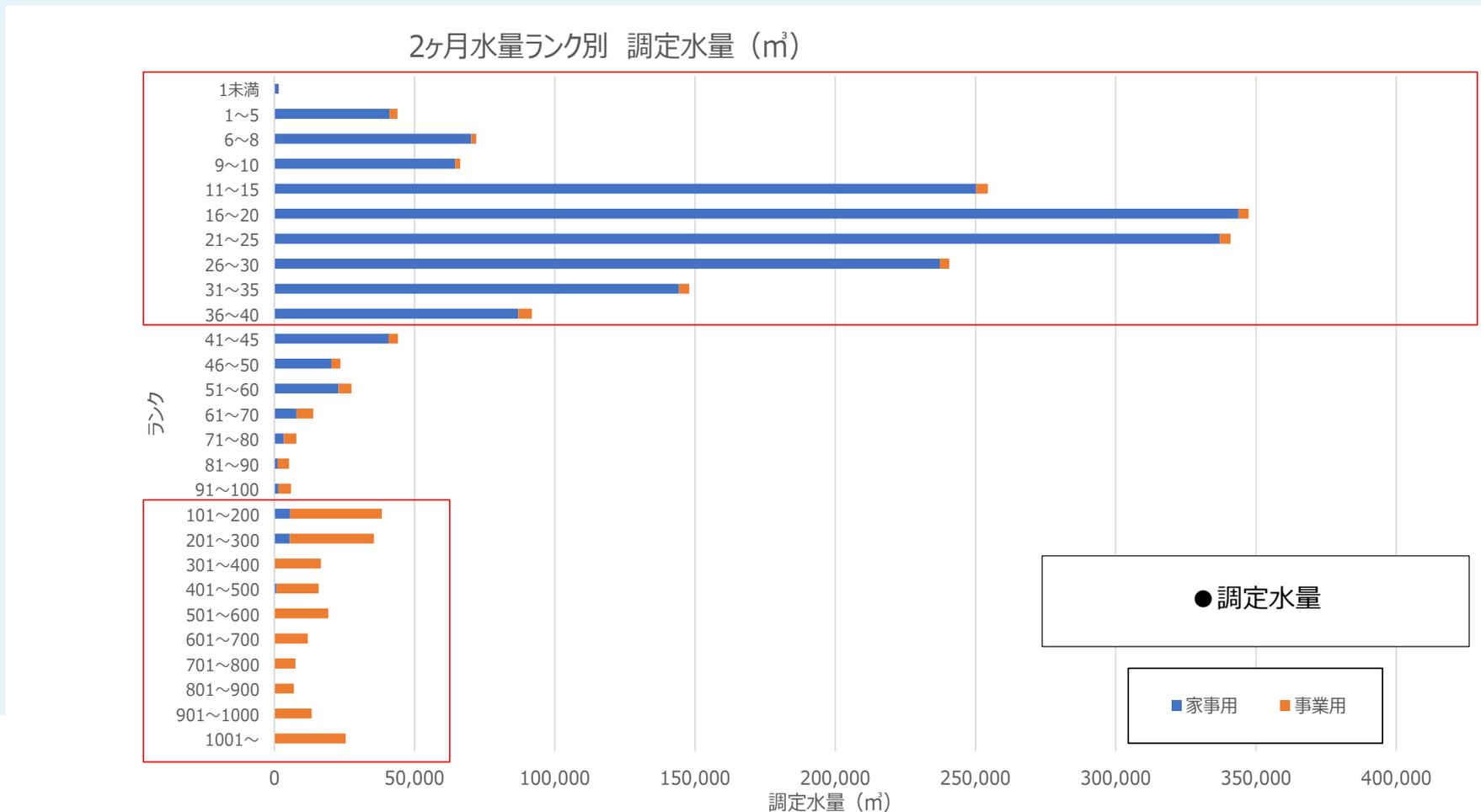
## 4-③ 現行の本町下水道使用料体系の特徴

### ●2ヶ月水量ランク別の調定件数（令和5年度）



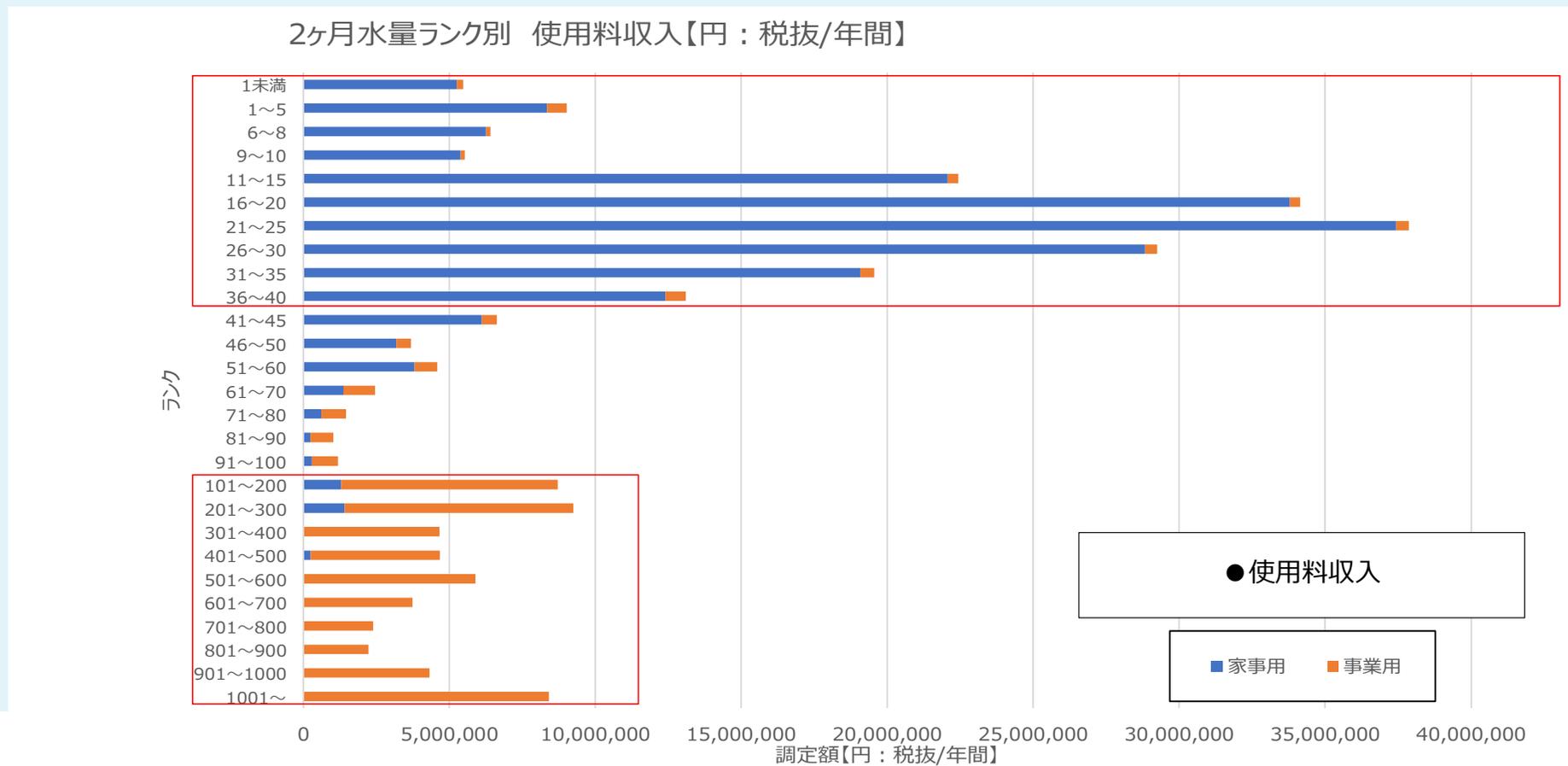
## 4-③ 現行の本町下水道使用料体系の特徴

### ●2ヶ月水量ランク別の調定水量（令和5年度）



# 4-③ 現行の本町下水道使用料体系の特徴

## ●2ヶ月水量ランク別の使用料収入（令和5年度）



## 4-④ 他団体の使用料体系

### ★現行の本町下水道使用料体系の特徴

II 水道料金比例制
<ul style="list-style-type: none"><li>●水道料金の一定割合であることから使用料の算定が簡単で、水道事業と下水道事業経営の一体性が確保できる制度です。</li><li>●一方で、水道料金が基準になることから、水道料金以上に下水道使用料を引き上げることが困難で、一般に下水道対象経費が大きいため採用されている自治体は少ない状況です。</li></ul>
III(基本使用料)+IV(従量使用料):二部使用料制・・・葉山町採用
<ul style="list-style-type: none"><li>●使用量に係わりなく固定的に発生する経費と、使用量に応じて変動する経費を賄う二部使用料制(基本使用料+従量使用料)は、下水道法の趣旨に照らして合理的なものであり、現状で多くの団体で採用されています。</li><li>●将来の人口減少等に伴う使用水量・収入の減少が見込まれる中で、使用料対象経費を基本使用料・従量使用料へ合理的に配賦することが、経営の安定性の確保の観点から重要になりますが、基本使用料が高額となることが懸念されます。</li></ul>
V 基本水量制・・・葉山町採用
<ul style="list-style-type: none"><li>●下水道供用開始当初に、生活に必要な最低限の発生下水量を基本料金に含めることで、下水道への接続を促進し、下水道の目的である公衆衛生の向上に寄与するため、多くの自治体で導入された制度です。</li><li>●一方で、汚水処理施設の普及が進んだ現在では当初の目的は薄れていることに加え、近年の少子高齢化により単身世帯が増加している状況下では、環境負荷低減に資する節水世帯へのインセンティブ(節水意識の高い家庭への恩恵)が生じにくい制度です。</li></ul>
VI 累進使用料制・・・葉山町採用
<ul style="list-style-type: none"><li>●累進使用料制は、急激な人口増加、高度経済成長に対応し、多量に水を使用する事業者に対して、水の使用を抑制することを目的に導入された制度です。</li><li>●大口使用者に対して重い負担を強いており、大口使用者の汚水排出量が鈍化すると有収水量の減少以上に使用料収入が減少し、下水道事業経営に多大な影響を及ぼすリスクがあります。</li></ul>
VII 水質使用料制
<ul style="list-style-type: none"><li>●高濃度の汚水排出者の水質改善努力へのインセンティブを目的とした制度です。</li><li>●一方で、水質の認定を的確に行う必要があり、事務量が増加し労力と使用料対象経費が必要になるため、工場系の排水の多い一部の自治体でのみ採用されています。本町では事業者に対して一定基準の排水水質を規制する除害施設の設置条例を設けているため、本制度への適合性は低いものと考えられます。</li></ul>

## 4-④ 他団体の使用料体系

### ★神奈川県内自治体の使用料体系

- すべての自治体が二部使用料（基本使用料+従量使用料）制を採用
- 基本水量制不採用なのは横須賀市のみ
- 累進制不採用なのは真鶴町と湯河原町のみ

自治体名	現行使用料体系 施行年月日	直近改定時 平均改定率	使用料体系			基本水量 (m3/月)	累進度 (②÷①)	最小従量 (税込) 単価①	最大従量 (税込) 単価②	累進 段階数	基本使用料 (税込)
			二部 使用料制	基本 水量制	累進制						
横浜市	H13. 4. 1	9. 9	○	○	○	8	23. 6	22	519	10	693
川崎市	H16. 4. 1	8. 7	○	○	○	8	47. 5	11	523	10	726
相模原市	H25. 4. 1	10. 4	○	○	○	8	2. 5	105	261	8	755
横須賀市	R5. 4. 1	8. 3	○	不採用	○	-	3. 4	148	507	5	1, 020
平塚市	H20. 4. 1	13. 4	○	○	○	8	3. 3	108	354	15	728
鎌倉市	R5. 4. 1	16. 0	○	○	○	8	2. 9	139	400	8	1, 023
藤沢市	H29. 4. 1	4. 8	○	○	○	8	3. 6	124	443	9	896
小田原市	H26. 10. 1	9. 2	○	○	○	8	6. 0	45	271	7	996
茅ヶ崎市	H17. 4. 1	12. 0	○	○	○	8	2. 8	100	280	7	677
逗子市	R4. 7. 1	25. 6	○	○	○	8	3. 3	114	377	11	746
三浦市	R4. 7. 1	4. 4	○	○	○	10	2. 3	189	435	8	1, 155
秦野市	R5. 10. 1	5. 0	○	○	○	4	2. 6	121	319	9	550
厚木市	H26. 4. 1	10. 2	○	○	○	8	2. 0	100	200	8	773
大和市	R7. 4. 1	23. 3	○	○	○	8	2. 4	151	358	9	916
伊勢原市	R6. 4. 1	9. 8	○	○	○	8	2. 6	132	343	9	998
海老名市	R4. 4. 1	10. 0	○	○	○	8	2. 2	99	217	8	785
座間市	H31. 4. 1	9. 8	○	○	○	8	2. 1	137	286	8	984
南足柄市	H28. 4. 1	16. 3	○	○	○	8	6. 2	29	181	9	741
綾瀬市	R1. 7. 1	10. 0	○	○	○	8	2. 0	134	270	8	788
葉山町	H10. 9. 1	改定なし	○	○	○	8	3. 6	110	396	10	704
寒川町	R6. 4. 1	23. 0	○	○	○	8	2. 3	129	292	7	1, 010
大磯町	H31. 4. 1	9. 0	○	○	○	8	2. 1	141	297	8	984
二宮町	H28. 7. 1	13. 1	○	○	○	8	2. 0	141	286	7	970
中井町	H11. 4. 1	改定なし	○	○	○	10	2. 1	72	154	8	605
大井町	H10. 4. 1	15. 5	○	○	○	10	2. 0	49	99	8	836
松田町	H29. 4. 1	20. 0	○	○	○	10	2. 0	108	218	8	986
山北町	H30. 4. 1	12. 0	○	○	○	10	1. 4	100	144	8	726
開成町	H26. 4. 1	11. 2	○	○	○	10	1. 8	107	196	8	849
箱根町	H14. 4. 1	10. 2	○	○	○	10	2. 8	121	341	6	836
真鶴町	H19. 4. 1	改定なし	○	○	不採用	10	1. 0	189	189	1	1, 519
湯河原町	R6. 4. 1	12. 0	○	○	不採用	10	1. 0	173	173	1	1, 392
愛川町	R5. 10. 1	15. 0	○	○	○	8	2. 6	123	322	8	949
清川村	R6. 4. 1	?	○	○	○	8	2. 2	99	220	7	880
県内	H31/R1以降 改定団体 15団体		33/33	32/33	31/33	4m3：1団体 8m3;23団体 10m3：8団体	県平均：4. 62 政令市除：2. 63	-	-	県平均 7. 9	県平均 884. 7円
H31/R1以降 改定団体		12. 9	15/15	14/15	14/15	4m3：1団体 8m3;11団体 10m3：2団体	平均：2. 40	-	-	平均 7. 6	平均 945. 3円

## 4-⑤ 調定件数と有収水量の分布（令和5年度実績）

- ・ 家事用0～40m<sup>3</sup>の水量区分で、調定件数全体の98.0%
- ・ 調定件数・調定水量ともに最多は16～20m<sup>3</sup>/2ヶ月（世帯人員数：約1.0～1.4人）。
- ・ 全体の調定実績に対して、家事用の調定件数は96.5%に対して、使用料収入は76.5%であった。  
**大口使用者である少数（全体の3.5%）の事業者に、23.5%の使用料収入を依存している。**

ランク	家事用					事業系					合計				
	調定件数	排水量(m <sup>3</sup> )	金額(円)	収入割合(%)	使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	調定件数	排水量(m <sup>3</sup> )	金額	収入割合(%)	使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	調定件数	排水量(m <sup>3</sup> )	金額(円)	収入割合(%)	使用料単価(円/m <sup>3</sup> )
1未満	4,208	1,519	5,255,360	2.7%	3,459.7	181	96	225,600	0.4%	2,350.0	4,389	1,615	5,480,960	2.1%	3,393.8
1～5	6,819	41,127	8,350,720	4.2%	203.0	547	2,789	672,000	1.1%	240.9	7,366	43,916	9,022,720	3.5%	205.5
6～8	4,994	70,265	6,253,500	3.2%	89.0	123	1,717	155,300	0.3%	90.4	5,117	71,982	6,408,800	2.5%	89.0
9～10	3,476	64,484	5,386,900	2.7%	83.5	93	1,760	146,720	0.2%	83.4	3,569	66,244	5,533,620	2.1%	83.5
11～15	9,772	250,303	22,073,780	11.2%	88.2	163	4,101	360,940	0.6%	88.0	9,935	254,404	22,434,720	8.7%	88.2
16～20	9,860	343,783	33,793,360	17.1%	98.3	99	3,600	355,370	0.6%	98.7	9,959	347,383	34,148,730	13.2%	98.3
21～25	7,618	337,013	37,430,770	19.0%	111.1	89	3,867	432,990	0.7%	112.0	7,707	340,880	37,863,760	14.7%	111.1
26～30	4,455	237,287	28,833,190	14.6%	121.5	61	3,361	409,650	0.7%	121.9	4,516	240,648	29,242,840	11.3%	121.5
31～35	2,315	144,321	19,074,130	9.7%	132.2	55	3,633	481,330	0.8%	132.5	2,370	147,954	19,555,460	7.6%	132.2
36～40	1,229	86,960	12,404,320	6.3%	142.6	65	4,877	699,050	1.2%	143.3	1,294	91,837	13,103,370	5.1%	142.7
41～45	510	40,702	6,117,980	3.1%	150.3	43	3,381	507,770	0.8%	150.2	553	44,083	6,625,750	2.6%	150.3
46～50	225	20,340	3,186,480	1.6%	156.7	38	3,228	503,840	0.8%	156.1	263	23,568	3,690,320	1.4%	156.6
51～60	220	22,868	3,810,920	1.9%	166.6	43	4,636	775,960	1.3%	167.4	263	27,504	4,586,880	1.8%	166.8
61～70	68	7,945	1,374,500	0.7%	173.0	48	5,963	1,080,350	1.8%	181.2	116	13,908	2,454,850	1.0%	176.5
71～80	24	3,454	620,550	0.3%	179.7	30	4,436	844,520	1.4%	190.4	54	7,890	1,465,070	0.6%	185.7
81～90	7	1,213	239,410	0.1%	197.4	24	4,022	791,180	1.3%	196.7	31	5,235	1,030,590	0.4%	196.9
91～100	8	1,428	288,600	0.1%	202.1	24	4,450	902,820	1.5%	202.9	32	5,878	1,191,420	0.5%	202.7
101～200	20	5,638	1,292,620	0.7%	229.3	134	32,715	7,424,470	12.2%	226.9	154	38,353	8,717,090	3.4%	227.3
201～300	12	5,475	1,409,310	0.7%	257.4	63	30,013	7,834,290	12.9%	261.0	75	35,488	9,243,600	3.6%	260.5
301～400	-	-	-	0.0%	-	25	16,596	4,664,640	7.7%	281.1	25	16,596	4,664,640	1.8%	281.1
401～500	1	837	245,460	0.1%	293.3	18	14,935	4,432,420	7.3%	296.8	19	15,772	4,677,880	1.8%	296.6
501～600	-	-	-	0.0%	-	21	19,285	5,890,150	9.7%	305.4	21	19,285	5,890,150	2.3%	305.4
601～700	-	-	-	0.0%	-	12	11,947	3,739,370	6.2%	313.0	12	11,947	3,739,370	1.4%	313.0
701～800	-	-	-	0.0%	-	9	7,536	2,392,000	3.9%	317.4	9	7,536	2,392,000	0.9%	317.4
801～900	-	-	-	0.0%	-	4	6,952	2,236,720	3.7%	321.7	4	6,952	2,236,720	0.9%	321.7
901～1000	-	-	-	0.0%	-	10	13,342	4,325,860	7.1%	324.2	10	13,342	4,325,860	1.7%	324.2
1001～	-	-	-	0.0%	-	14	25,480	8,412,480	13.9%	330.2	14	25,480	8,412,480	3.3%	330.2
合計	55,841	1,686,962	197,441,860	100.0%	117.0	2,036	238,718	60,697,790	100.0%	254.3	57,877	1,925,680	258,139,650	100.0%	134.1
	96.5%	87.6%	76.5%	-	35.4%	3.5%	12.4%	23.5%	-	77.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	40.6%

## 4-⑥ 【今後の検討】

※使用料改定率が決まり次第、以下の検討を進めます。

### (1) 使用料対象経費の分解

下水道使用者に適正な使用料の負担を求めるためには、使用料対象経費（汚水処理に必要となる使用料で賄うべき経費）を構成する、各経費の性質に着目して使用料対象経費を分解し、基本使用料と従量使用料に配賦します。

- ・ 固定費は、基本使用料で回収することが本来的に望まれますが、基本使用料が著しく高額となり、小口需要者（一般家庭など）の負担が大きくなることが想定されます。
- ・ そのため、事業経営の安定化を図るため、基本使用料に配賦する固定費の割合を段階的に高めるなど、基本使用料改定額について検討する必要があります。

全体の経費	維持管理費		資本費		項目	内容
	汚水処理費		減価償却費、支払利子		需要家費	使用水量の多寡に係わりなく使用者数に対応して増減する経費
控除する経費を算出	公費負担経費など		長期前受金戻入	公費負担経費	固定費	使用水量・使用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な経費
使用料対象経費を算出	使用料の対象とならない経費	使用料対象経費	使用料の対象とならない経費	使用料対象経費	変動費	使用水量の多寡に応じて変動する経費

(全体の経費) - (控除する経費) = 使用料対象経費

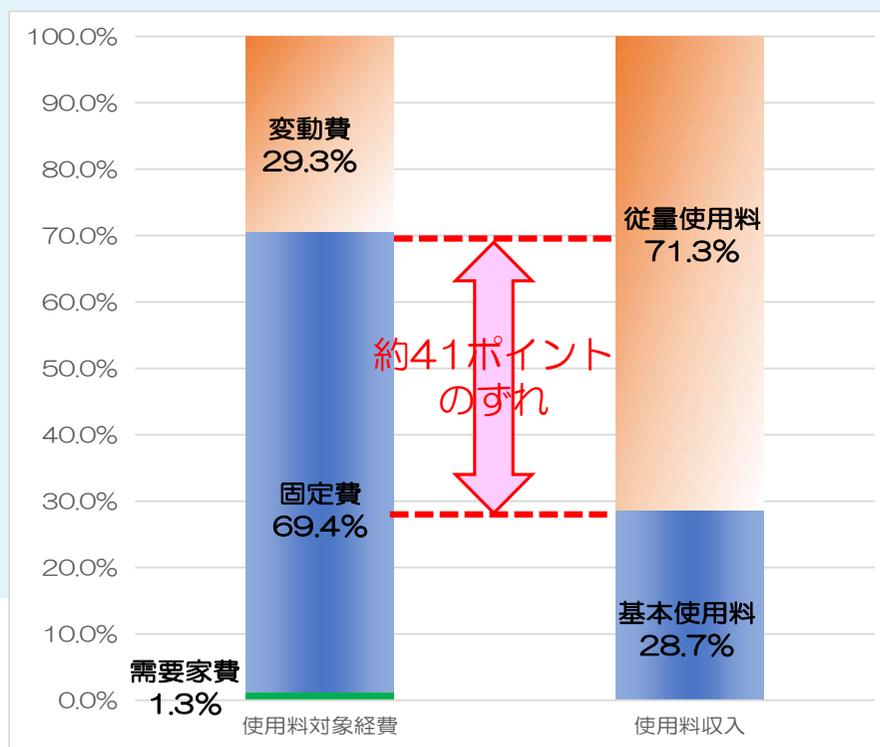


需要家費、固定費、変動費に分解

## 4-⑥ 【今後の検討】

※使用料改定率が決まり次第、以下の検討を進めます。

- ★令和5年度決算に基づく使用料対象経費の内訳と基本使用料・従量使用料収入の割合（※精査中）。
  - ・固定費は基本使用料で回収することが本来的に望まれますが、令和5年度実績では基本使用料の収入が全体の約29%であるのに対し、固定費は約70%を占めています。
  - ・約70%を占める固定費をどのように基本料金・従量料金に配分するか、検討を行います。



## 4-⑥ 【今後の検討】

※使用料改定率が決まり次第、以下の検討を進めます。

★基本料金・従量料金への配分と合わせて、以下の検討を行います。

### (1) 基本水量制の是非

基本水量制は、県内のほとんどの自治体で採用されている制度ですが、「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」（令和2年度、国土交通省）の提言では、**解消させていくことが望ましい**と示されています。

一方で、変更時の改定率の大幅な使用料改定となる点や、県内の近隣自治体の動向を考慮し、複数ケースを設定して検討を行い、基本水量制の是非について議論して頂く予定です。

### (2) 従量使用料制の見直し

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」の提言では、従量使用料における累進の設定に当たっては、**使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ**、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、**汚水処理原価に近い使用料単価を負担**することが基本となるよう留意すべきとされています。

上記太字部2点の観点と、調定件数と有収水量の実績分布を踏まえると、従量使用料制の見直しが必要と考えています。従量使用料制についても、複数ケースを設定して検討を行い、議論して頂く予定です。

# 5 今後のスケジュール

# 今後のスケジュールについて

	開催日時	テーマ
第1回 (諮問)	令和6年10月18日(金) 13:30~15:00	○概要説明 ・審議事項の説明 ・葉山町下水道事業の現状・課題 ・他自治体との比較 ・今後のスケジュール
第2回	令和6年11月20日(水) 10:30~12:00	○概要説明 ・使用料対象経費の算定方法 ●議題 ①使用料改定率に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第3回	令和7年3月27日(木) 13:00~15:00	●議題 ①使用料改定率・使用料体系(案)に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第4回	令和7年4月22日(火) 13:30~15:00	●議題 ①使用料体系(案)に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第5回 (答申)	令和7年6月30日(月) 15:30~17:00	●議題 ①使用料改定(案)に関する最終審議 ②減免制度のあり方に関する最終審議

これで第3回を終了します。  
お疲れ様でした。